

昭和十一年臺灣人口動態統計記述編

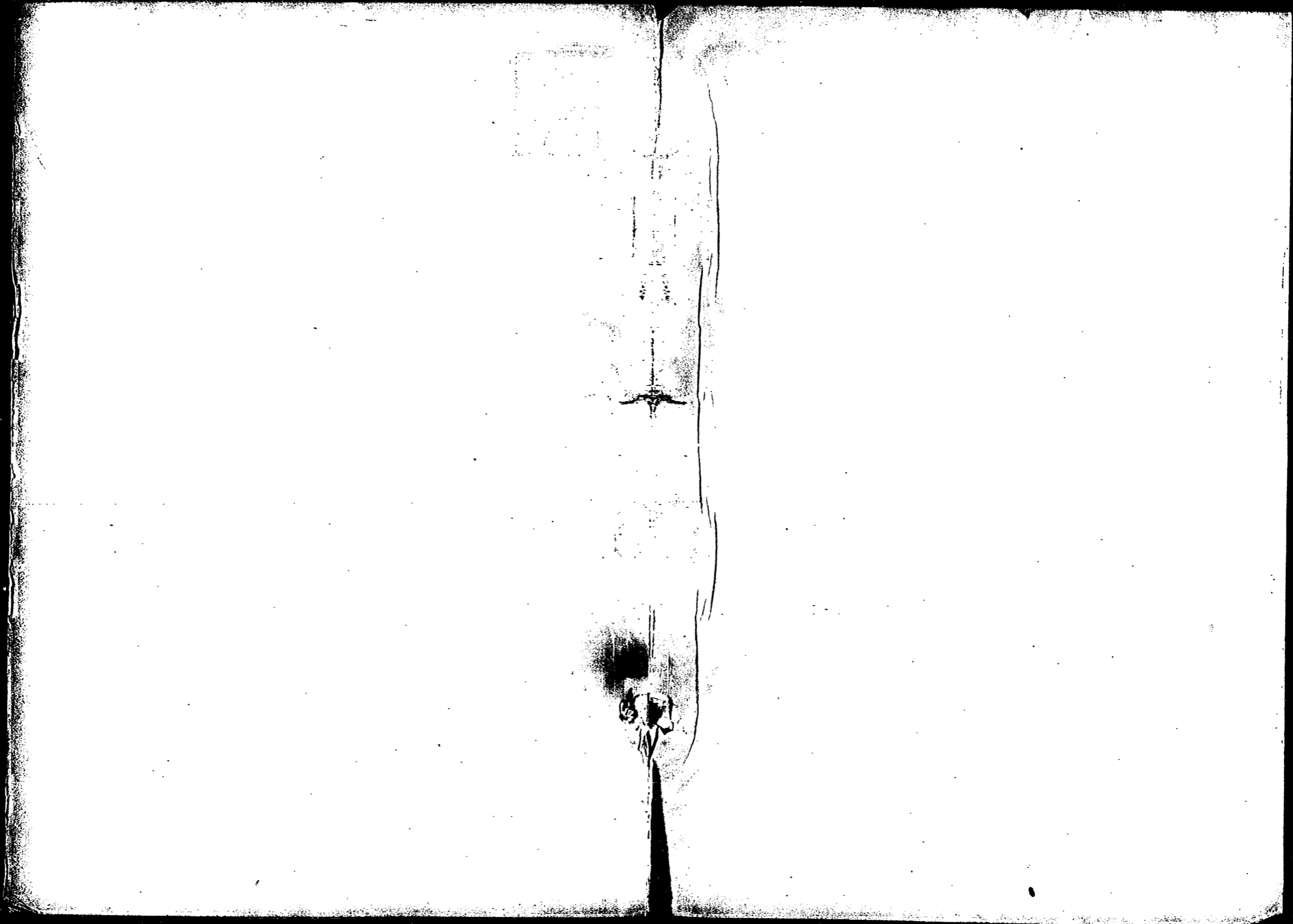
臺灣總督官房調査課

庫文閣内		三七三〇七號	和書
函	冊		
架			

27307*

358
27307
137





358
37307
137

昭和十一年臺灣人口動態統計記述編

臺灣總督官房調査課

緒言

本島の人口動態統計書は従来統計表と概説とを合本として刊行し來たりたるも、晩近社會の進運に伴ひ人口動態事象は益々複雑多岐に互るに至りたると共に之に對する社會的要望も亦愈々切實となり、而も從來の如き體裁を以てしては之が利用上不便尠からざるのみならず、一般大衆の認識を一層普及徹底せしめんとするには概説の整備充實を期する事の緊要なるものありと思料せらるゝを以て昭和十一年分より從來の概説を改め新に記述編を刊行する事としたのである。

本編の内容は本島に於ける内地人及本島人の婚姻、離婚、出生、死産、死亡及轉住(内地人のみ)に關するものなるも、努めて累年との比較對照

を行ひ現在と既往との有機的聯關を觀察して動態事象の變遷消長を窺ひ、尙重要と認めらるゝ事項に就ては内地との比較對照をも試み、本島動態事象の形態竝に其の特殊性を究明し、以て其の將來への動向を推察するに當り之が指針を示すと共に「臺灣人口動態統計書」と相俟つて國家社會各般の政策施設の確立運営上重要な資料を提供せんとするものである。

昭和十二年十二月

總督官房調査課長 木原圓次

凡例

- 一 本島に於ける人口動態統計は從來之を種族系統別に表章し來たりたるも、昭和十一年分より之を本籍別に調査表章することに改正した。
- 二 出生、死亡は其の場所、婚姻、協議上の離婚は婚家に在る當事者の所在地、裁判上の離婚は離婚を請求したる者の所在地、死産は分娩の場所、轉住は其の寄留届出地に據つて之を編纂した。
- 三 婚姻、離婚、出生、死産、死亡、轉住は其の年の事實に係る、但し本年の動態事實にして届出遅延の爲翌年報告期限内に提出されたるものは之を含む。而して婚姻及離婚は所謂内縁關係の事實婚、事實上の離婚は之を含まない。又死産は三箇月以上の死産兒にして埋火葬認許證を受けたるもののみ事實である。
- 四 高砂族に関する動態は普通行政區域内に於ける高砂族（但し理蕃所管内のものは之を除く）に就てのみ調査し之を本島人中に算入した。
- 五 比例算出の基準となりたる人口は昭和八年以前に在りては年末現住人口であり、同九年以後に在りては年末常住人口である。
- 六 從來朝鮮人は之を内地人中に合算表章し來りたるも、昭和十一年分より之を除外した。
- 七 市部とは昭和十一年首現在の市に依る地域の總稱である。
- 八 職業は昭和六年十月長官依命通牒「職業分類」に據つた。

凡例

昭和十一年臺灣人口動態統計記述編
九 死亡の原因は昭和八年三月長官依命通達「死因及疾病分類」に據つた。

昭和十一年臺灣人口動態統計記述編

目次

統計圖

第一章 婚姻

一 婚姻件數	一
二 婚姻の種類	三
三 季節より觀たる婚姻	五
四 婚姻者の縁事身分	七
五 婚姻者の年齢	八
六 婚姻者の職業	九
七 種族間の婚姻	九

第二章 離婚

目次

- 一 離婚件數……………三
- 二 協議上及裁判上の離婚……………三
- 三 季節より觀たる離婚……………四
- 四 夫婦關係繼續期間別離婚……………四
- 五 離婚者の年齢……………五
- 六 離婚者の職業……………六
- 七 種族間の離婚……………七

第三章 出生

- 一 出生總論……………三
- 二 出生數……………四
- 一 出生數……………四
- 二 出生兒の體性……………五
- 三 季節より觀たる出生……………六
- 四 出生兒の身分……………六
- 五 父又は母の職業より觀たる出生……………七

三 死 産

- 一 死 産 數……………四
- 二 死産兒の體性……………五
- 三 季節より觀たる死産……………五
- 四 死産兒の身分……………六
- 五 懷 孕 月 數……………六
- 六 父又は母の職業より觀たる死産……………七

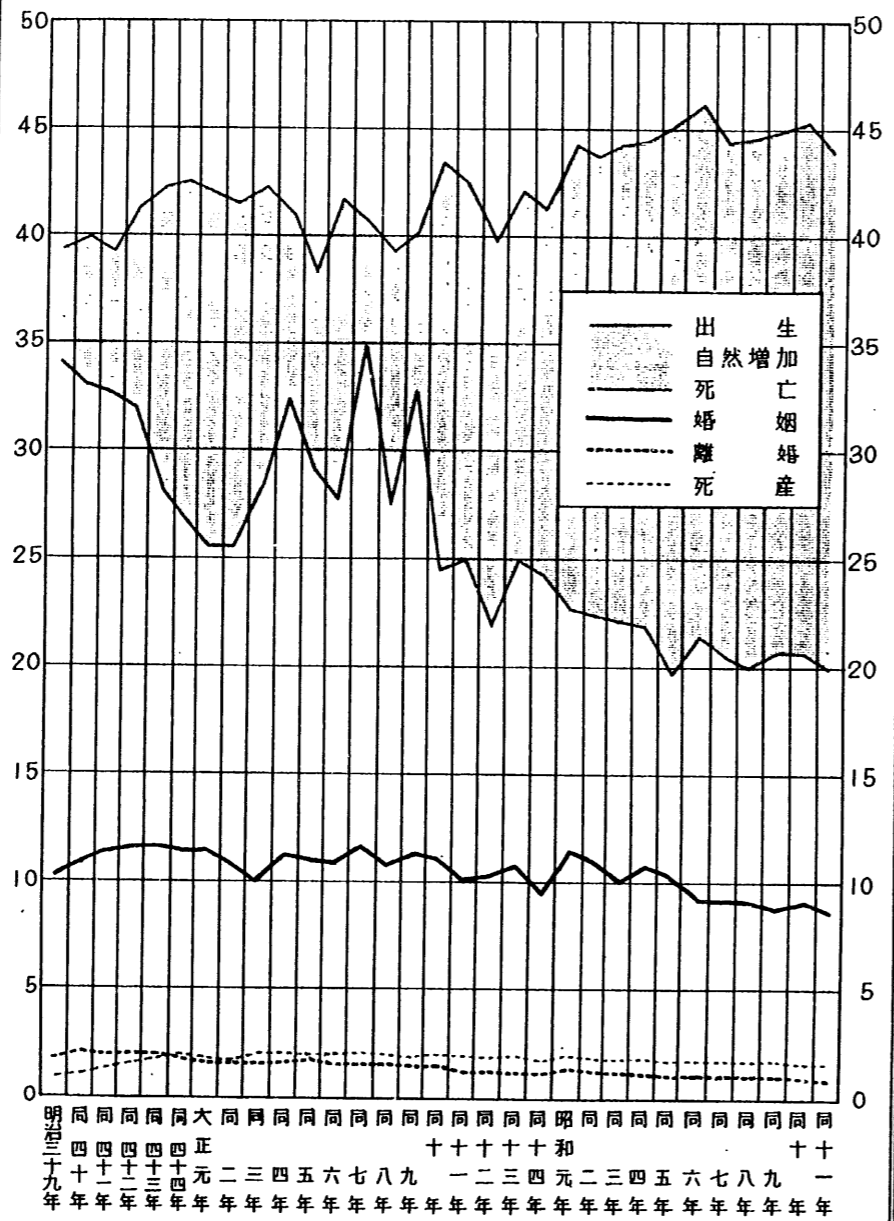
第四章 死 亡

- 一 死 亡 數……………五
- 二 死亡者の體性……………五
- 三 季節より觀たる死亡……………五
- 四 死亡者の年齢……………六
- 五 五歳未満の死亡……………六
- 六 死亡者の職業……………六
- 七 死亡の原因……………六
- 八 年齢別に觀たる主なる死因(中分類)……………七



第一圖 臺灣人口動態の趨勢

(人口千に付)



昭和十二年臺灣人口動態統計記述編

第五章 人口の自然増加

- 一 人口の自然増加……………七五
- 二 男女別人口自然増加……………七五

第六章 轉住

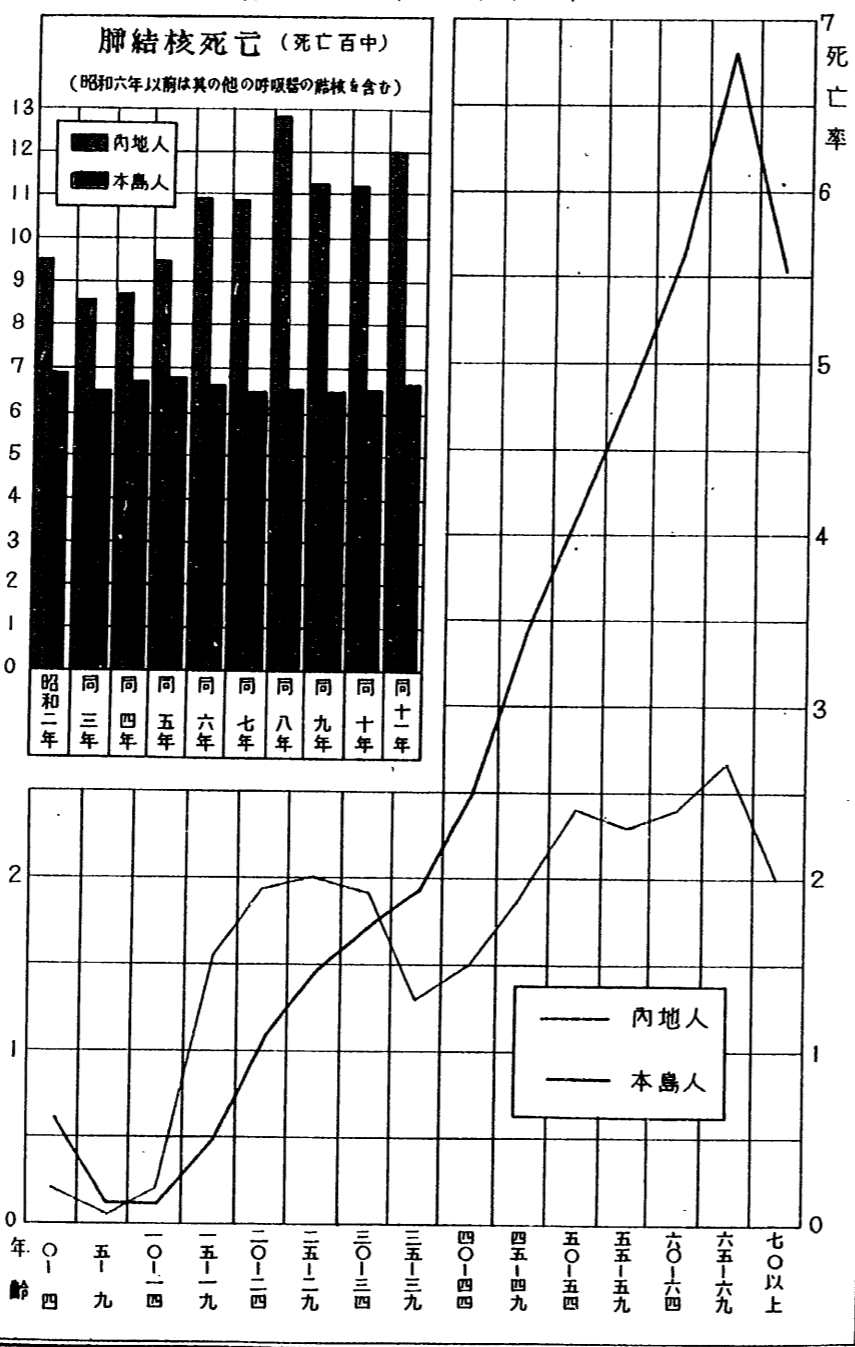
- 一 轉住數……………六六
- 二 轉住者の體性……………六六
- 三 轉住者の年齢……………六六

附 録

- 一 人口動態報告規程……………四三
- 二 職業分類……………四三
- 三 死因及疾病分類……………四三

第二圖 肺結核の年齢級別死亡率

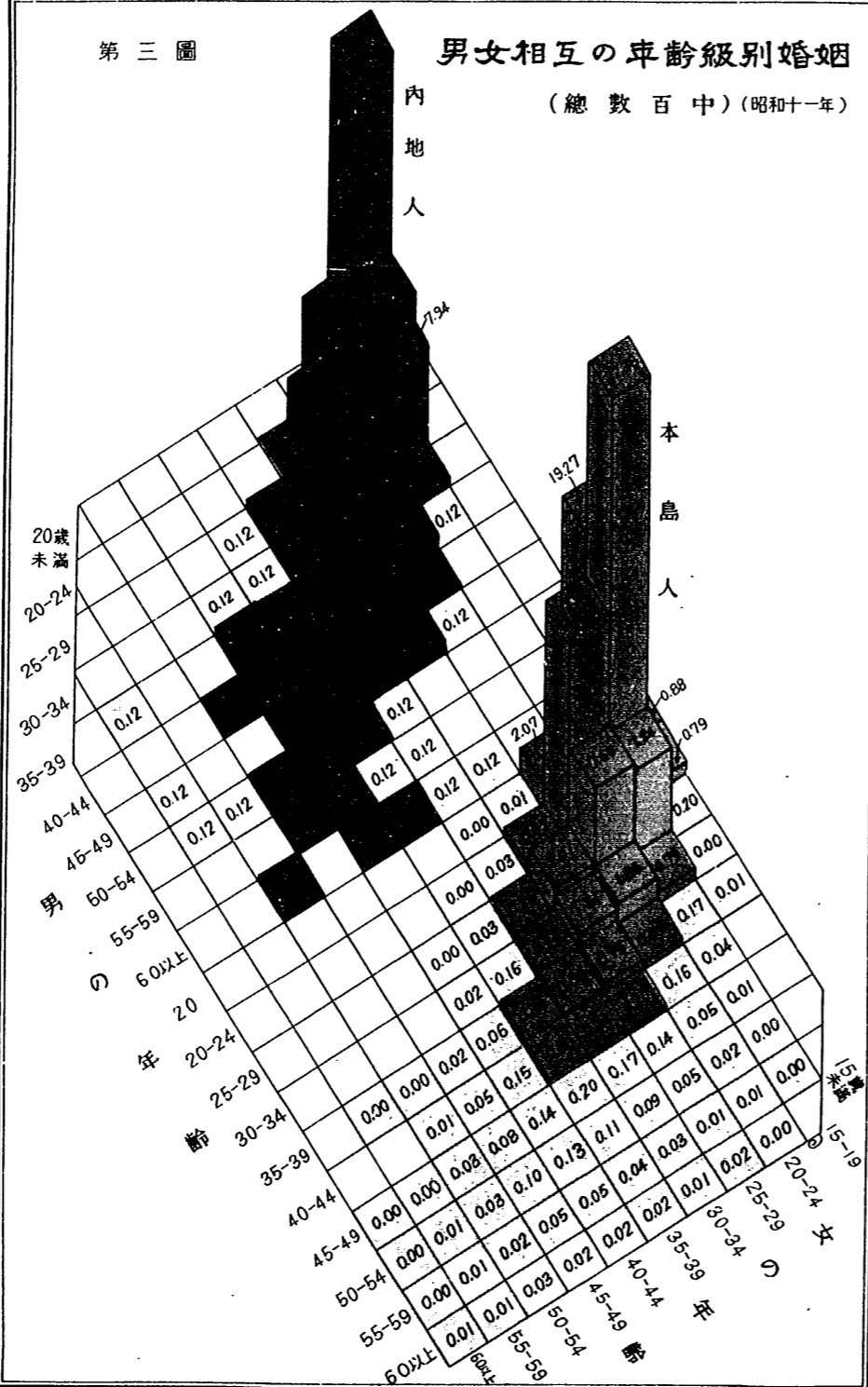
(人口千に付) (昭和十一年)



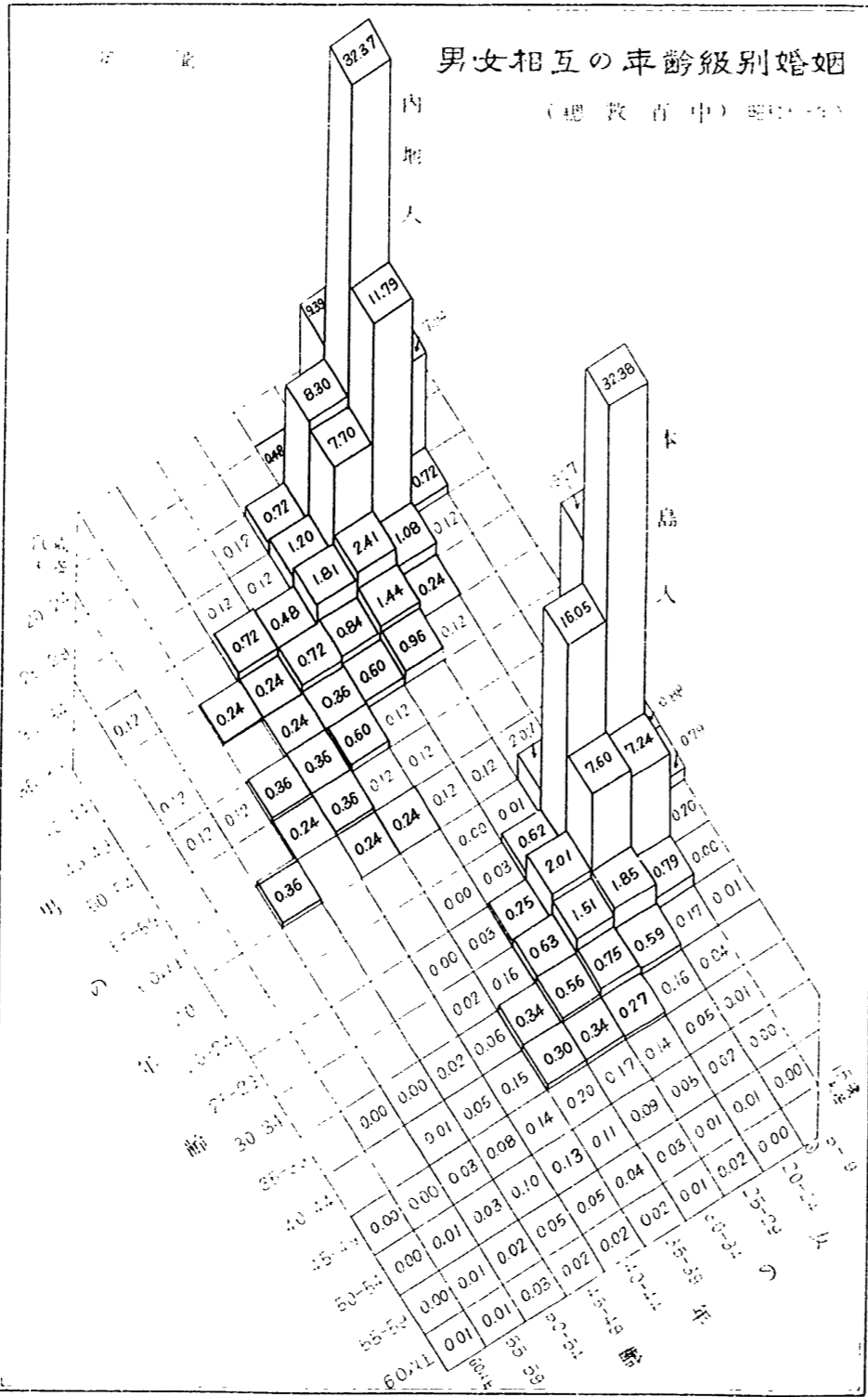
第三圖

男女相互の年齢級別婚姻

(總數百中)(昭和十一年)

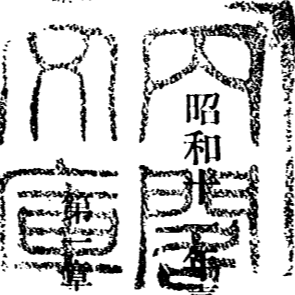


露光量違いにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影

昭和十一年臺灣人口動態統計記述編



第二章 婚姻

一、婚姻件數 昭和十一年に於ける婚姻件數は四五、二六七にして一日平均一二三・七となり、婚姻率、即ち人口に對する割合は八・五四%に該る。
 婚姻件數を既往と比較して觀ると左表の如くであるが毎十箇年平均及其の人口千に付ての割合は明治四十一—大正五年に於ては三六、二〇八—〇・九八%、大正六—昭和元年は四〇、一九四—〇・六三%にして最近の昭和二十—同十一年は四四、四六八—九・三八%に該る。之を累年に就て觀ると年に依りて多少の高低はあるが概して漸次低下の傾向を示してゐる。

年次	婚姻件數	人口千に付
明治三十九年	三二、三三三	一〇・八
同 四十年	三三、三三三	一〇・四
同 四十一年	三三、〇〇八	一〇・三
同 四十二年	三三、〇〇〇	一〇・三
同 四十三年	三三、〇〇〇	一〇・三
同 四十四年	三三、〇〇〇	一〇・三
大正元年	三三、〇〇〇	一〇・三
同 二年	三三、〇〇〇	一〇・三
同 三年	三三、〇〇〇	一〇・三
同 四年	三三、〇〇〇	一〇・三
同 五年	三三、〇〇〇	一〇・三
平均	三三、〇〇〇	一〇・三
同 六年	三三、〇〇〇	一〇・三
同 七年	三三、〇〇〇	一〇・三
同 八年	三三、〇〇〇	一〇・三
同 九年	三三、〇〇〇	一〇・三
同 十年	三三、〇〇〇	一〇・三

年次	婚姻件数	人口千に付
同十一年	三、七〇〇	九・五
同十二年	三、九六九	一〇・〇
同十三年	四、九八五	一〇・七
同十四年	三、七〇〇	九・五
昭和元年	一、四〇〇	二・三
平均	四、〇一四	一〇・三
昭和二年	四、〇〇〇	一〇・七
同三年	四、三三三	九・六
同四年	四、九八五	一〇・七
同五年	四、三三三	一〇・七
同六年	四、三三三	一〇・七
同七年	四、三三三	一〇・七
同八年	四、三三三	一〇・七
同九年	四、三三三	一〇・七
同十年	四、三三三	一〇・七
同十一年	四、三三三	一〇・七
平均	四、三三三	一〇・七

婚姻件数を内地人、本島人別に観ると内地人は八三、一で、婚姻率は二・九五%の低率であるが、本島人は四四、四三六、婚姻率は八・八五%の高率を示してゐる。之を最近十箇年に就て観ると内地人の婚姻率は三%内外に過ぎない

いのに反して、本島人は八一・一%内外にして約三倍に該つてゐる。併し乍ら兩者共に婚姻率は逐年減退の傾向を辿りつゝあることが推知し得られる。

本島と内地とを最近十箇年に就て比較して観ると本島の婚姻率は内地に比し甚だ高率である。即ち内地に於ける婚姻率は近年五〇萬内外にして人口に對する割合は八%内外に過ぎないが本島に在りては昭和七―十一年の九%以下を除き多くは九%以上を示し、各年共内地よりも稍々高率である。然れども内地に於ける婚姻率は略々固定的なるも本島は之に反し逐次減退して内地のそれに接近しつゝあるが如くである。

年次	本島		内地	
	婚姻件数	人口千に付	婚姻件数	人口千に付
昭和二年	四、〇〇〇	一〇・七	三、七〇〇	九・五
同三年	四、三三三	一〇・七	四、三三三	一〇・七
同四年	四、三三三	一〇・七	四、三三三	一〇・七
同五年	四、三三三	一〇・七	四、三三三	一〇・七

婚姻率を州廳別に観ると、最高は臺中の九・一七%にして、臺南の九・〇一%、新竹の八・九一%、澎湖の八・八四%、高雄の八・二六%、花蓮港の八・〇五%、臺東の七・五五%等順次に亞ぎ、最低は臺北の七・二〇%である。之を要するに本島の中南部は婚姻率高きも、北部及東部は概して低い。更に之を前年の婚姻率に比較すると花蓮港、澎湖兩廳の増加を除きては孰も減少を示してゐる。

又市部と郡支廳部とを比較するに市部は六・五二%、郡支廳部は八・九三%にして郡支廳部に於て高いのであるが、孰も前年より減少してゐる。

州廳	婚姻件数		人口千に付
	昭和十年	昭和十一年	
總數	四、〇一四	四、三三三	一〇・三

第一章 婚姻

婚姻の種類 本島に於ける婚姻の種類は普通婚姻、入夫婚姻、婿養子婚姻及招婿婚姻（招夫を含む）の四種にして、婚姻總件数を右の四種別に観ると、普通婚姻は四一、一七二で總數の九〇・九五%を占め、招婿婚姻は三、七〇九（八・一九%）、婿養子婚姻は三七〇（〇・八二%）にして最も少きは入夫婚姻にして僅かに一六（〇・〇四%）に過ぎない。之を既往に就て観ると普通婚姻は緩慢ながら逐年増加し、非普通婚姻は孰も減少の傾向を辿つてゐる。

市部	郡支廳部	總數	人口千に付
臺北州	一、三三三	一、三三三	一〇・七
新竹州	一、三三三	一、三三三	一〇・七
臺中州	一、三三三	一、三三三	一〇・七
臺南州	一、三三三	一、三三三	一〇・七
高雄州	一、三三三	一、三三三	一〇・七
臺東廳	一、三三三	一、三三三	一〇・七
花蓮港廳	一、三三三	一、三三三	一〇・七
澎湖廳	一、三三三	一、三三三	一〇・七
市部	五、五五五	五、五五五	九・五
郡支廳部	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇・三
總數	九、五五五	九、五五五	一〇・三

内地人と本島人とに就て之を比較すると、内地人の普通婚姻の割合は九七・八四%、本島人は九〇・八二%にして前者は後者よりも高率である。更に本島の普通婚姻の割合

を内地の九二・六〇%に比較して観ると本島は稍々低率を示してゐる。

婚姻の種類

年次	婚姻の種類				婚姻總數百中
	普通婚姻	入夫婚姻	婚養子	招婚(招夫を含む)	
昭和二年	四,四〇〇	一,六六九	一,三二九	六,四〇〇	一〇〇
三年	四,三三三	一,六〇九	一,三〇〇	六,二四二	一〇〇
四年	四,六六六	一,七〇〇	一,三〇〇	六,六六六	一〇〇
五年	四,三三三	一,六〇〇	一,三〇〇	六,二三三	一〇〇
六年	四,三三三	一,六〇〇	一,三〇〇	六,二三三	一〇〇
七年	四,三三三	一,六〇〇	一,三〇〇	六,二三三	一〇〇
八年	四,三三三	一,六〇〇	一,三〇〇	六,二三三	一〇〇
九年	四,三三三	一,六〇〇	一,三〇〇	六,二三三	一〇〇
十年	四,三三三	一,六〇〇	一,三〇〇	六,二三三	一〇〇
十一年	四,三三三	一,六〇〇	一,三〇〇	六,二三三	一〇〇

内地人 三三
本島人 八三
内地の内地人 五七
前年同月比 一三

三 季節より観たる婚姻 婚姻件数を婚姻の行はれた月に依つて觀察すると、一月最も多く、之に次ぐは二、十二、三、四月等にして最も少きは七月である。即ち婚姻は一月より漸次減少して七月を最低點とし、以後は増加に轉じて十二月に至る。之を既往十箇年に就て觀るも一月は常に最高であり、最低は六月、或は七月にして大體に於て累年逐月移行の態様は略々變らない。之を内地(前年同月)の事實に就て觀るに、内地は三月最も多く六月に最も少いのである。即ち一月より漸次増加して三月に最も多く、翌四月より逐月減少に轉じ六月に至つて最少に達し、七月より再び遞増し十二月に至つてゐる。

月次	婚姻の月別	
	本島	内地(前年同月)
一月	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
二月	九,〇〇〇	九,〇〇〇
三月	八,〇〇〇	八,〇〇〇
四月	七,〇〇〇	七,〇〇〇
五月	六,〇〇〇	六,〇〇〇
六月	五,〇〇〇	五,〇〇〇
七月	四,〇〇〇	四,〇〇〇
八月	三,〇〇〇	三,〇〇〇
九月	二,〇〇〇	二,〇〇〇
十月	一,〇〇〇	一,〇〇〇
十一月	一,〇〇〇	一,〇〇〇
十二月	一,〇〇〇	一,〇〇〇

四 婚姻者の職業身分 婚姻者の婚姻前に於ける職業身分を内地人、本島人別に觀ると、内地人は男に在りては初婚が最も多く七二・五(八七・二四%)を示し、死別は七二(八・六七%)、離別は三四(四・〇九%)にして、女に在りては初婚七九四(九五・五五%)、死別二二(二・五二%)、



離別一六(一・九三%)である。而して男女共に初婚が多
 數で、且つ女は男よりも多いが死別及離別は男が多數であ
 る。

本島人に就て観ると男に在りては初婚 三九、四九八(八
 八・八九%)、死別二、八七七(六・四八%)、離別二、〇六
 一(四・六三%)にして、女に在りては初婚三九、九七八
 (八九・九七%)、死別二、〇五九(四・六三%)、離別一、三
 九九(五・四〇%)である。即ち男女共に初婚が絶對的多數
 で而も男よりも女に多く、死別は男に、離別は女に多い。

男女相互の婚姻前に於ける縁事身分を觀るに、内地人に
 在りては男女共に初婚が最も多く七二・二、即ち婚姻總數の
 八五・六八%を占め、男死別と女初婚五二(六・二六%)、
 男離別と女初婚三〇(三・六一%)にして其の他は極めて
 少數である。

本島人に在りても男女共に初婚が最も多く三七、三九八、
 即ち總數の八四・一六%を占め、男初婚と女離別一、二九三
 (二・九一%)、男死別と女初婚一、二九一(二・九一%)、男
 離別と女初婚一、二八九(二・九〇%)にして、其の他は極
 めて少數である。

縁事身分		男		女		總數	
總數	初婚	死別	離別	總數	初婚	死別	離別
四、三三三	三、九七八	二、八七七	二、〇六一	四、三三三	三、九七八	二、〇五九	一、三九九
100.00	91.82	66.48	46.30	100.00	91.82	47.43	31.36
内地人		男		女		總數	
總數	初婚	死別	離別	總數	初婚	死別	離別
三、〇五九	二、八七五	二、〇〇〇	一、五〇五	三、〇五九	二、八七五	一、三〇〇	一、〇〇〇
100.00	93.98	65.41	49.33	100.00	93.98	42.50	32.68

本島人		男		女		總數	
總數	初婚	死別	離別	總數	初婚	死別	離別
四、三三三	三、九七八	二、八七七	二、〇六一	四、三三三	三、九七八	二、〇五九	一、三九九
100.00	91.82	66.48	46.30	100.00	91.82	47.43	31.36

男の縁事身分

總數		内地人		本島人			
總數	初婚	死別	離別	總數	初婚	死別	離別
四、三三三	三、九七八	二、八七七	二、〇六一	四、三三三	三、九七八	二、〇五九	一、三九九
100.00	91.82	66.48	46.30	100.00	91.82	47.43	31.36

女の縁事身分

總數		内地人		本島人			
總數	初婚	死別	離別	總數	初婚	死別	離別
四、三三三	三、九七八	二、〇五九	一、三九九	四、三三三	三、九七八	二、〇五九	一、三九九
100.00	91.82	47.43	31.36	100.00	91.82	47.43	31.36

五 婚姻者の年齢 婚姻者の年齢を五歳毎に区分し内地
 人、本島人別に観ると、内地人の男に在りては二五―二九
 歳が最も多く四二・一、即ち總數の四九・四六%を占め、三
 〇―三四歳は一八・〇(二一・六六%)にして之に次ぎ、三
 五歳以上は漸次減少を示し、二〇―二四歳は僅かに一〇・三

(二二・三九%)に過ぎない。女に在りては二〇―二四歳が
 最も多く四五・七、即ち總數の五四・九九%を占め、其より
 年齢の高まるに従ひ漸次減少してゐることは男の場合と同
 様である。
 本島人の男に在りては二〇―二四歳が最も多く二二・一

六五、即ち總數の約半數四九・八八%を占め、二〇歳未満九、八八三(二・二四%)之に亞ぎ、二五―二九歳以上は漸減を示し、女に在りては一五―一九歳が最も多く二六、六二三、即ち總數の過半數五九・九一%を占め、二〇―二四歳の一二、六一九(二八・四〇%)之に亞ぎ、其より年を加ふるに従ひ漸次減少の傾向を辿つて居る。以上に依り内地人は男女共に本島人に比し、約一年齡級だけ晩婚であることが窺はれるのである。

婚姻者の年齢(總數)

Table showing marriage statistics by age group (15-19, 20-24, 25-29, 30-34, 35-39, 40-44, 45-49) for males and females, including total counts and percentages.

婚姻者の年齢(總數)

Table showing marriage statistics by age group for males and females, including total counts and percentages for both the island and mainland.

男女の婚姻最盛年齢の頻度を總數に就て比較すると、男よりも女の方が著しく高い。今婚姻最頻年齢に於ける各年齡級の婚姻總數に對する割合を最近十箇年に就て觀ると、

Table comparing the percentage of marriages occurring in various age groups (15-19, 20-24, 25-29, 30-34, 35-39, 40-44, 45-49, 60+) for males and females from 1926 to 1937.

男に在りては二〇―二四歳は昭和二―同五年は一高一低したが、同六年より漸次増加した。二五―二九歳は左程の變化なきも、二〇歳未満は近年低下を示してゐるが、之は婚姻年齡の稍、高くなつて來た事を意味するものである。女に在りては一五―一九歳の全婚姻數に對する割合は昭和二―同七年は一高一低し、同八年より著しく低下した。二〇―二四歳は昭和二―同五年は一高一低しそれ以後は著しく増加に轉じた。又一五歳未満は漸次低下してゐるのであるが、要するに女に就ても男と同様に婚姻年齡の高上現象が見受けられるのである。

男の婚姻年齡(總數百中)

九

同 九 年	三〇七	三〇七	一七五	五三五	二五五	一〇九	〇三三	〇七
同 十 年	三〇四	三〇四	一七六	五三四	二五五	一〇九	〇三三	〇七
同 十 一 年	三〇三	三〇三	一七五	五三三	二五五	一〇九	〇三三	〇七

女の婚姻年齢(總數百中)

年 次	一五未滿	一五—一九	二〇—二四	二五—二九	三〇—三四	三五—三九	四〇—四四	四五—四九	五〇—五九	六〇以上
昭 和 二 年	二五	三六	四七	五七	六八	七八	八八	九八	一〇八	一〇七
同 三 年	二五	三六	四七	五七	六八	七八	八八	九八	一〇八	一〇七
同 四 年	二五	三六	四七	五七	六八	七八	八八	九八	一〇八	一〇七
同 五 年	二五	三六	四七	五七	六八	七八	八八	九八	一〇八	一〇七
同 六 年	二五	三六	四七	五七	六八	七八	八八	九八	一〇八	一〇七
同 七 年	二五	三六	四七	五七	六八	七八	八八	九八	一〇八	一〇七
同 八 年	二五	三六	四七	五七	六八	七八	八八	九八	一〇八	一〇七
同 九 年	二五	三六	四七	五七	六八	七八	八八	九八	一〇八	一〇七
同 十 年	二五	三六	四七	五七	六八	七八	八八	九八	一〇八	一〇七
同 十 一 年	二五	三六	四七	五七	六八	七八	八八	九八	一〇八	一〇七

更に婚姻者の年齢を婚姻前に於ける縁事身分別に観ると男に在りて初婚で最も多いのは二〇—二四歳にして、初婚總數の五三・三七%を占め、二〇歳未満(二四・四三%)、二五—二九歳(一七・〇四%)順次に亞ぎ、爾餘の年齢級に在りては著しく減少を示してゐる。死別及離別の最も多

い年齢は二五—二九歳にして、之が總數に對する割合は死別一九・三三%、離別三二・九八%である。之に亞ぐは死別の三〇—三四歳(一八・三八%)、離別の二〇—二四歳(二二・五三%)である。

而して年齢級別婚姻の頻度を觀るに、初婚に於ては二〇

一—二四歳及二〇歳未満の兩年年齢級に著しく集中してゐるのに對し、死別、離別に在りては比較的各年齢級を通じて分散してゐるのは注目すべき現象である。

女に在りて初婚で最も多いのは一五—一九歳で、初婚總數の六四・四四%を占め、之に亞ぐは二〇—二四歳(二八・七四%)にして其の他の年齢級は孰も極めて僅少である。死別で最も多きは二五—二九歳(二六・六三%)にして、之に亞ぐは三〇—三四歳(二〇・三八%)、二〇—二四歳(一九・二三%)、三五—三九歳(二五・一九%)である。離別で最も多きは二〇—二四歳で總數の三九・六三%を占め、之に亞ぐは二五—二九歳(二四・三一%)、一五—一九歳(一四・八七%)、三〇—三四歳(一一・一四%)である。而して各年齢級婚姻の最頻年齢に集中する程度は初婚、死別、離別共男よりも女に高いのである。

年 齡	初婚	死別	離別	初婚	死別	離別
總 數	四〇三三	二〇三九	二〇三九	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

第一章 婚 姻

年 齡	初婚	死別	離別	初婚	死別	離別
二〇未滿	九六六	〇	〇	二四四	〇六	一七
二〇—二四	三三六	三〇	三〇	一〇四	一四	一七
二五—二九	六八六	五七	五七	二〇四	二九	三六
三〇—三四	一四〇	一四	一四	五五	八	一〇
三五—三九	三三	三	三	一〇	一	一
四〇—四四	一	一	一	一	一	一
四五—四九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五〇—五九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六〇以上	〇	〇	〇	〇	〇	〇

女

年 齡	初婚	死別	離別	初婚	死別	離別
總 數	四〇七五	二〇〇	二〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
一五未滿	六	〇	〇	一	〇	〇
一五—一九	三三	三	三	一〇	一	一
二〇—二四	二七九	二七	二七	八七	九	一〇
二五—二九	一四	一	一	五	〇	〇
三〇—三四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三五—三九	一	〇	〇	〇	〇	〇
四〇—四四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四五—四九	〇	〇	〇	〇	〇	〇

男

次に初婚のみの平均婚姻年齢に就て観ると、内地人に在りては男二九・七歳、女二四・八歳、本島人に在りては男二三・二歳、女一九・八歳にして本島人男女共内地人よりも遙かに低年齢である。更に初婚者の平均年齢の推移を観ると、内地人の男に在りては明治三十九―昭和元年は三二歳、昭和二十一年は三〇歳に低下してゐるが、女に在りては總じて二四歳臺にして男女初婚年齢の差は四―七歳の間に在る。本島人に在りては男は明治三十九―大正十一年は二十四歳臺であつたが、以後漸次低下して、大正二十―昭和十一年は二三歳臺となつた。女は明治三十九―大正六年は一九歳以下であつたが、それより以後に於て一九歳

を突破し逐年上昇の傾向を示してゐる。而して男女初婚年齢の差は明治三十九―大正五年は五・〇―五・九歳、大正六―昭和元年は四・〇―四・九歳、昭和二十一年は三・三―三・九歳を示し男女初婚年齢は漸次接近しつつある。次に内地と比較するに、内地に於ける男は大正二年以前は二七歳以下であつたが、同三年以降は二七歳以上を維持し、最近五箇年間は著しく上昇し、昭和十年の如きは二七・七六歳の最高を示した。女に在りては大正三年以前は二三歳以下であつたが、同四年には二三歳以上となり、男と同じく最近五箇年は比較的高上し、男女年齢の差は累年を通じて三―四歳内外である。要するに本島に於ける内地人の初婚者の平均年齢は男女共第一位で、内地の内地人は之に亞ぎ、本島人は最も低いのである。

年次	内地人		本島人		内地人	
	男	女	男	女	男	女
明治三十九年	三二・五	二九・九	二九・〇	二八・二	二八・一	二八・一
同 四十年	三二・二	二九・〇	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 四十一年	三二・九	二九・〇	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 四十二年	三三・〇	二九・六	二九・〇	二八・八	二八・二	二八・一
同 四十三年	三三・五	二九・三	二九・一	二八・八	二八・二	二八・一
同 四十四年	三三・四	二九・四	二九・〇	二八・九	二八・二	二八・一
大正元年	三三・七	二九・八	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 二年	三三・四	二九・六	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 三年	三三・六	二九・七	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 四年	三三・四	二九・九	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 五年	三三・三	二九・九	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 六年	三三・二	二九・八	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 七年	三三・一	二九・五	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 八年	三三・五	二九・七	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 九年	三三・七	二九・四	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 十年	三三・九	二九・一	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 十一年	三三・一	二九・五	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一
同 十二年	三三・六	二九・三	二九・九	二八・八	二八・二	二八・一

第一章 婚姻

昭和十一年臺灣人口動態統計記述編

同 十三年	三二	三六〇	六二	三三	一九三	三二	三〇六	二九	三〇六	一四
同 十四年	三三	三三九	六五	三四	一九三	三三	三〇七	二九	三〇七	三〇
昭 和元年	三三	三五〇	六三	三四	一九三	三三	三〇七	二九	三〇七	三〇
同 二年	三三	三五〇	六三	三四	一九三	三三	三〇七	二九	三〇七	三〇
同 三年	三三	三五〇	六三	三四	一九三	三三	三〇七	二九	三〇七	三〇
同 四年	三三	三五〇	六三	三四	一九三	三三	三〇七	二九	三〇七	三〇
同 五年	三三	三五〇	六三	三四	一九三	三三	三〇七	二九	三〇七	三〇
同 六年	三三	三五〇	六三	三四	一九三	三三	三〇七	二九	三〇七	三〇
同 七年	三三	三五〇	六三	三四	一九三	三三	三〇七	二九	三〇七	三〇
同 八年	三三	三五〇	六三	三四	一九三	三三	三〇七	二九	三〇七	三〇
同 九年	三三	三五〇	六三	三四	一九三	三三	三〇七	二九	三〇七	三〇
同 十年	三三	三五〇	六三	三四	一九三	三三	三〇七	二九	三〇七	三〇
同 十一年	三三	三五〇	六三	三四	一九三	三三	三〇七	二九	三〇七	三〇

男女相互の婚姻年齢を観ると内地人に在りては男二五—二九歳と女二〇—二四歳との婚姻が最も多く二六九、即ち總數の三三・三七％を占め、男三〇—三四歳と女二〇—二四歳(一一・七九％)、男女共二〇—二四歳(九・三九％)、男共二五—二九歳(八・三〇％)、男二五—二九歳と女二五—二九歳(七・九四％)、男三〇—三四歳と女二五—二九歳(七・七〇％)順次に並び、其の他は極めて僅少である。

本島人の男女相互の婚姻に就て観ると、最も多きは男二〇—二四歳と女一五—一九歳の一四、三八八にして、總數の三二・三八％を占め、之に次ぐは男二〇歳未満と女一五—一九歳(一九・二七％)、男女共二〇—二四歳(二六・〇五％)、男二五—二九歳と女二〇—二四歳(七・六〇％)、男二五—二九歳と女一五—一九歳(七・二四％)順次に並び、其の他は極く少数である。

男女相互の年齢級別婚姻

總數(實數)	女の年齢				男の年齢
	一五未満	一五—一九	二〇—二四	二五以上	
總數	四八三	三三六	二七九	二一八	三二
一五未満	九	二	一	一	一
一五—一九	二八	二七	二四	二二	二
二〇—二四	二二七	二〇九	一八二	一六	三
二五—二九	二〇六	二〇三	一七三	一	一
三〇—三四	一五	一四	一三	一	一
三五—三九	一	一	一	一	一
四〇—四四	一	一	一	一	一
四五—四九	一	一	一	一	一
五〇—五四	一	一	一	一	一
五五—五九	一	一	一	一	一
六〇以上	一	一	一	一	一

男の年齢

一五未満	一五—一九	二〇—二四	二五—二九	三〇—三四	三五—三九	四〇—四四	四五—四九	五〇—五四	五五—五九	六〇以上
三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一

總數(比例)

總數	一五未満	一五—一九	二〇—二四	二五以上
四八三	〇・二一	〇・六九	〇・五七	〇・一三



内地人(實數)		内地人(比例)	
年齢	總數	男	女
一五未滿	1,151	581	570
一五—一九	1,151	581	570
二〇—二四	1,151	581	570
二五—二九	1,151	581	570
三〇—三四	1,151	581	570
三五—三九	1,151	581	570
四〇—四四	1,151	581	570
四五—四九	1,151	581	570
五〇—五四	1,151	581	570
五五—五九	1,151	581	570
六〇以上	1,151	581	570

内地人(實數)		内地人(比例)	
年齢	總數	男	女
一五未滿	1,151	581	570
一五—一九	1,151	581	570
二〇—二四	1,151	581	570
二五—二九	1,151	581	570
三〇—三四	1,151	581	570
三五—三九	1,151	581	570
四〇—四四	1,151	581	570
四五—四九	1,151	581	570
五〇—五四	1,151	581	570
五五—五九	1,151	581	570
六〇以上	1,151	581	570

第一章 婚姻



年齢	本島人(比例)		男の年齢	
	女性	男性	女性	男性
三三-三九	四〇	三三	三三	三九
四〇-四四	四〇	三五	三三	三九
四五-四九	四〇	三五	三三	三九
五〇-五四	四〇	三五	三三	三九
五五-五九	四〇	三五	三三	三九
六〇以上	四〇	三五	三三	三九
總計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

六 婚姻者の職業 婚姻者の職業を男女各自に就て觀ると、男に在りては農業が最も多く二八・〇三九、即ち總數の六一・九四%を占め、其他の有業者七・二四五(一五・七八%)、商業二・九六六(六・五五%)、工業二・七九四(六・

一七%)、公務自由業一、五四五(三・四二%)、水産業八六六(一・九一%)、交通業七七三(一・七一%)、無業七三三(一・六二%)、續業四〇六(〇・九〇%)の順位である。

次に女に在りては男と同じく農業が最多で二〇・九六六、即ち總數の四六・三三%を占め、無業一五、三二五(三三・八五%)、其他の有業者六、〇八九(一三・四五%)、工業一、九六七(四・三五%)、商業五三二(一一・一七%)、水産業二二八(〇・五〇%)、公務自由業二二六(〇・二八%)、續業一七(〇・〇四%)、交通業一六(〇・〇四%)、家事使用人二(〇・〇〇%)の順位である。

七 種族間の婚姻 婚姻件數四五、四四五を男女相互の種族系統(内地人系、本島人系、外國人系)に分ちて考察するに、内地人系相互間は八二六(一・八二%)、本島人系相互間は四四三・二七(九七・五四%)、外國人系相互間は九〇(〇・二〇%)にして、同系統相互間の婚姻總數は四五、二四三、即ち總件數の九九・五六%を占め、残りの二〇二(四四%)は上述三種族系統間の婚姻に依るものである。然るに本島人系統を更に福建系、廣東系、其他の漢人系、

平埔族及高砂族に細別して其の異種族系統間の婚姻關係を考察するに、福建系相互間は三五、七〇一(七八・五六%)、廣東系相互間は六、一三二(一三・四九%)、平埔族相互間は二八七(〇・六三%)、高砂族相互間は五〇五(一一・一一%)、即ち總計四二、六二四にして、本島人系相互間には尙一、七〇三の異種族系統間の婚姻がある。故に内地人系相互間の八二六、外國人系相互間の九〇を合算したる四三、五四〇は所謂純粹なる同種族系統間の婚姻であつて總數の九五・八一%を占め、残餘の一、九〇五(四・一九%)が所謂異種族系統(細別)間の婚姻である。以上に依りて觀るに本島に於ける婚姻は同系統相互間の婚姻が其の本體にして、異種族系統間の婚姻は未だ極めて少數に過ぎないのである。而も本島人系間の一、七〇三の外、他の二〇二は内地人系、本島人系並に外國人系間のものであるから、本島に於ける異種族系統間の婚姻は本島人系間のものを除き極めて少數である。

今内地人系、本島人系、外國人系間の婚姻二〇二の内譯に就て考察すると、男内地人系と女本島人系(孰も廣東系)

間は三、女内地人系と本島人系（福建一九、廣東三、高砂族二）間は二三にして、女内地人系が二〇多いのである。男本島人系（福建八〇、廣東七、平埔族一）と女外國人系間は八八、女本島人系（福建七九、廣東八、平埔族一）と男外國人系間も亦八八、總計二〇二である。之を要するに雜婚中内地人系及本島人系間の共婚は本島人系及外國人系間のものよりも遙かに少數である。

次に異種族系統間の婚姻を累年に就て観ると、本島に於ける内地人系と本島人系との間の婚姻は大正九年迄は女の本島人のみであつて、其の件數も四内外に過ぎなかつたが、近年女の内地人たるもの、數が俄かに増加した事は注目すべき現象である。

更に本島人系の種族細別相互間の婚姻關係を觀るに、男福建系と女廣東系間の七一七が最多で、女福建系と男廣東系間の六〇七之に亞ぎ、其の他は極めて少數である。

男の種族		女の種族	
總數	内地人系	總數	内地人系
總數	福建系	總數	福建系
内地人系	廣東系	内地人系	廣東系
本島人系	平埔族	本島人系	平埔族
外國人系	高砂族	外國人系	高砂族

第二章 離婚

一 離婚件數 昭和十一年に於ける離婚件數は三、六六八一日平均一〇〇で、離婚率、即ち人口に對する割合は〇・六九%に該る。

離婚件數を既往に就て觀ると次表の如くであるが、毎十箇年平均及其の人口千に付ての割合は明治四十一—大正五年に於ては五、三〇七（一・六一%）、大正六—昭和元年は四、六三六（一・二三%）にして、最近の昭和二—十一年は四、一〇九（〇・八七%）に該る。

之を累年に就て觀ると年に依り多少の高低はあるが、概して逐年低下の傾向を辿つてゐる。之は婚姻百に付離婚に就て觀るも同様にして、離婚率が逐年減少して來たことは社會生活上誠に喜ぶべき現象である。

第二章 離婚

年次	離婚件數	人口千に付	婚姻百に付
明治三十九年	四、九二九	一、六	一、五八
同 四十年	六、〇〇〇	一、四	一、七九
同 四十一年	五、五六一	一、九	一、五九
同 四十二年	五、五三七	一、七	一、五五
同 四十三年	五、三三八	一、六	一、四四
同 四十四年	五、〇〇〇	一、五	一、三八
大正元年	五、〇〇〇	一、五	一、三四
同 二年	五、二六一	一、五	一、四三
同 三年	四、六三六	一、五	一、三七
同 四年	五、二二一	一、五	一、三五
同 五年	五、四〇〇	一、六	一、四七
平均	五、三〇七	一、六	一、四七
大正六年	四、九二七	一、六	一、三三
同 七年	四、九七〇	一、六	一、三三
同 八年	五、二二一	一、六	一、三五
同 九年	四、七二一	一、六	一、三五
同 十年	四、六八八	一、五	一、四
同 十一年	四、三二四	一、〇	一、〇三
同 十二年	四、三三三	一、三	一、一〇

同十三年	四四六	二四	二〇六
同十四年	四〇五八	二〇	二〇八
昭和元年	四〇九	二七	二〇三
平均	四三六	二三	二一五
昭和二年	四四六	一〇八	二〇〇
同三年	四四〇	一〇四	二〇六
同四年	四四三	一〇二	二〇六
同五年	四三九	一〇四	二〇五
同六年	四三六	一〇三	二〇三
同七年	四三〇	一〇三	二〇三
同八年	四二九	一〇三	二〇三
同九年	四二九	一〇三	二〇三
同十年	四二九	一〇三	二〇三
同十一年	四二九	一〇三	二〇三
平均	四二九	一〇三	二〇三

離婚率を内地人及本島人別に観ると、内地人は僅か八にして人口に對する割合は〇・〇三%に過ぎないが、本島人は三・六六〇、〇・七三%の高率を示してゐる。

之を既往十箇年間に就て比較すると、内地人の離婚率は〇・〇二一〇・〇六%なるに反し、本島人は〇・七三一・一三%であるが、兩者共に離婚率は婚姻率に於けるが如く

逐年著しく減退してゐる事は注目すべき現象であらう。尙婚姻百に付離婚に就て觀るも内地人、本島人共逐年減少の傾向を辿つて居る。

次に本島と内地とを最近十箇年に就て比較すると、本島の離婚率は内地に比し稍々高率である。即ち内地に於ける離婚は近年四萬一五萬、人口に對する割合は〇・六六一〇・八三%であるが、本島に在りては〇・六九一・〇八%を示してゐる。

雖然内地の離婚率は婚姻率と同じく略々定型的であるが、之に反し本島は逐年著しく減退し漸次内地に接近しつつあるもの、如くである。

年次	本島		内地	
	人口千に付	離婚件數	人口千に付	離婚件數
昭和二年	四二五	二一三	一七〇	五〇六
同三年	四二五	二〇三	一七〇	五〇六
同四年	四二五	二〇三	一七〇	五〇六

離婚率を州廳別に観ると最高は臺東の一・三三%にして、澎湖の一・二三%、新竹の一・二二%、臺北の〇・七一%、花蓮港の〇・六九%順次に亞ぎ、孰も全島平均〇・六九%よりも上位に在り、其の他の州は平均以下にして臺中の〇・五八%、臺南の〇・五四%、最低は高雄の〇・五二%の順位である。之を前年の離婚率に比較すると澎湖を除き孰も低下してゐる。

市部と郡支廳部とを比較するに市部は〇・四七%、郡支廳部は〇・七四%にして、郡支廳部は市部より遙かに高率であるが、累年を比較して觀ても同様の傾向を示し、尙前年に比較するも市部、郡支廳部共に減退を示してゐる。

二 協議上及裁判上の離婚 離婚を協議上の離婚と裁判上の離婚とに分つと、殆んど全部が協議上の離婚にして三、六〇一、即ち總數の九八・一七%を占め、裁判上の離婚は僅かに六七、即ち一・八三%を占むるに過ぎない。

協議上の離婚中内地人は八、本島人は三、五九三であるが、裁判上の離婚は本島人のみである。更に其の中で夫より訴を提起したるものは一四であるが、妻より訴を提起し

州廳	離婚件數	人口千に付
總數	三六六	〇四
臺北州	七三	〇七
新竹州	八九	一三
臺中州	九〇	一三
臺南州	七〇	〇五
高雄州	三九	〇三
臺東廳	六	〇一
花蓮港廳	二七	〇三
澎湖廳	一四	〇二
市部	四二	〇四
郡支廳部	三二四	〇四

たるものは五三の多数を示してゐる。勿論民事争訟調停に依る離婚は協議上の離婚である。

裁判上の離婚は明治四十四年以前は常に一〇内外、即ち離婚總数の約〇・三%に過ぎなかつたが、大正元年是二〇となり、同五年は三〇、同十年は八八に激増し、昭和二年以降は漸減して同年は七四となり、同三年は六九、同四年は六〇、同五年は五四、同六年は四六、同七年は反騰して六二となり、同八年は八〇に増加したが、同九年は六二、同十年は七〇となり、本年は六七に減少した。

三 季節より観たる離婚 離婚を月別に観ると十月最も多く、五、九、一月之に亞ぎ、最も少きは七月であるが、之を一年平均一日の離婚百に付各月平均一日の離婚の比例に就て観ると、九月が最も多く、十、五、一月等順次に亞ぎ、最も少きは實數と同じく七月である。更に之を最近十箇年間に就て観ると、其の順位は年に依り著しく異り、一年を通じての分布は極めて亂調である。斯るが故に離婚の季節的規則性は婚姻に於けるが如き定型を見出す事は甚だ困難である。

離婚の月別

月次	本島	内地(昭和十年)
一月	三六六	四八六
二月	三〇七	三九二
三月	三〇三	三二七
四月	三〇四	三三三
五月	三〇五	三三九
六月	三〇六	三四五
七月	三〇七	三六一
八月	三〇八	三六七
九月	三〇九	三七三
十月	三一〇	三八〇
十一月	三一〇	三八六
十二月	三一〇	三九二
總數	三六六	四八六

四 夫婦關係繼續期間別離婚 離婚を夫婦關係繼續期間別に觀察すると、五年未満が最も多く二、一三七、即ち總數の過半数五八・二六%を占め、十年未満は一、〇〇六(二七・

四三%)、十五年未満は三四二(九・三三%)、二十年未満は二一五(三・一四%)、二十五年未満は四七(一・二八%)、二十五年以上は二一(〇・五七%)を示してゐる。更に五年未満のものに就き之を各年に分つと、二年未満の五九九最も多く、三年未満、一年未満之に亞ぎ、其の他は年を加ふるに従ひ漸減してゐる。

第二章 離婚

夫婦關係繼續期間別離婚

夫婦關係繼續期間	本島	内地(昭和十年)
總數	三六六	四八六
五年未満	三三〇	四〇〇
一年未満	三二七	三九二
二年未満	三二七	三九二
三年未満	三二七	三九二
四年未満	三二七	三九二
五年未満	三二七	三九二
十年未満	一〇〇	一〇〇
十五年未満	四七	四七
二十年未満	二一	二一
二十五年未満	二一	二一
二十五年以上	二一	二一
不詳	一	一

五 離婚者の年齢 離婚者の年齢を五歳級毎に區分して觀ると、男に在りては二五―二九歳の一、一五〇が最も多く總數の三一・三五%を占め、二〇―二四歳一、〇八四(二九・五五%)は之に亞ぎ、三〇―三四歳以上は年齢の高まるに従ひ漸減してゐる。又二〇歳未満にありては一四六

(三・九八%)を示してゐる。女に在りては二〇―二四歳の一・三六七が最も多く總数の三七・二七%を占め、一五―一九歳は八〇―(二二・八四%)で之に次ぎ、二五―二九歳以上は年齢級の高まるに伴ひ次第に減少してゐる事は男の場合と同様である。

離婚者の年齢

年齢	離婚者の年齢		總數百中	
	男	女	男	女
總數	三六八	三六八	一〇〇	一〇〇
一五未滿	一	一	三	三
一五―一九	一〇	一〇	三	三
二〇―二四	一〇	一〇	三	三
二五―二九	二五	二五	七	七
三〇―三四	六四	六四	一七	一七
三五―三九	一〇	一〇	三	三
四〇―四四	一	一	三	三
四五―四九	一	一	三	三
五〇―五四	一	一	三	三
五五―五九	一	一	三	三
六〇以上	一	一	三	三

簡年間に就て観ると、男に在りては離婚の最頻年齢は昭和二―同四年は二〇―二四歳に最も多數を占め、昭和五―同八年は二五―二九歳と前後して第一位に在つたが、昭和九年以降は二五―二九歳の占むる割合は著しく増大して來た。其の他の年齢級に對しては二〇歳未滿は近年著しく低下した外、三五歳乃至五四歳までの各年齢級に於ても僅かの低下を示してゐる。即ち離婚は近年著しく其の最頻年齢たる二五―二九歳及二〇―二四歳に集中して居る傾向が窺れるのである。

次に女に在りては二〇―二四歳の占むる割合は昭和二年の三四・六〇%以來急増して、昭和十一年には三七・二七%となつたが、之に次ぐ一五―一九歳の割合は同年間に著しく減少して來たことは注目すべき現象である。要するに女は男の場合と同じく近年著しく離婚の最頻年齢たる二〇―二四歳及二五―二九歳へ集中する傾向を示してゐるのであるが、男女の離婚最頻年齢への集中度を比較するに男よりも女が高いことは注目すべきである。

男の離婚年齢(總數百中)

年次	一五未滿	一五―一九	二〇―二四	二五―二九	三〇―三四	三五―三九	四〇―四四	四五―四九	五〇―五四	五五―五九	六〇以上
昭和二年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
三年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
四年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
五年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
六年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
七年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
八年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
九年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
十年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
十一年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三

女の離婚年齢(總數百中)

年次	一五未滿	一五―一九	二〇―二四	二五―二九	三〇―三四	三五―三九	四〇―四四	四五―四九	五〇―五四	五五―五九	六〇以上
昭和二年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
三年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
四年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
五年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
六年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
七年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
八年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
九年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
十年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三
十一年	三	三	三	七	一七	三	三	三	三	三	三

第二章 離婚

次に男女相互の年齢を五歳級毎に区分して観ると、男二五—二九歳と女二〇—二四歳のものが最も多く五九六、即ち總數の一六・二五%を占め、男女共二〇—二四歳の五五七（一五・一九%）が之に次ぎ、男二〇—二四歳と女一五—一九歳は四六八（二・七六%）、男女共二五—二九歳が三三七（九・一九%）、男三〇—三四歳と女二五—二九歳が二六六（七・二五%）、男二五—二九歳、女一五—一九歳が一八二（四・九六%）、男三〇—三四歳、女二〇—二四歳が

男女相互の年齢級別離婚

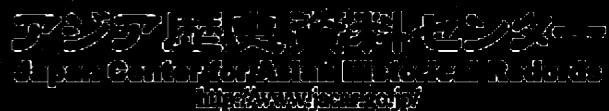
實數	女の年齢				
	一五—一九	二〇—二四	二五—二九	三〇—三四	三五—三九
男	一六	二七	二六	二六	二〇
女	三〇	二〇	二七	二五	二〇

一六八（四・五八%）、男女共三〇—三四歳が一三〇（三・五四%）、男二〇歳未満、女一五—一九歳が二二五（三・四一%）、男三〇—三四歳、女三〇—三四歳が一〇一（二・七五%）で孰も一〇〇以上に之を合算すると二、九三〇、即ち總數の七九・八八%を占め、其の他は孰も僅少に過ぎない状態である。之を要するに女が男より五歳だけ下の年齢級にある對角線上又は之に隣れる傍角線上のものが多く、其の分布状態は婚姻に酷似してゐる。

男の年齢	女の年齢				
	一五—一九	二〇—二四	二五—二九	三〇—三四	三五—三九
一五—一九	—	—	—	—	—
二〇—二四	—	—	—	—	—
二五—二九	—	—	—	—	—
三〇—三四	—	—	—	—	—
三五—三九	—	—	—	—	—

男の年齢	女の年齢				
	一五—一九	二〇—二四	二五—二九	三〇—三四	三五—三九
一五—一九	—	—	—	—	—
二〇—二四	—	—	—	—	—
二五—二九	—	—	—	—	—
三〇—三四	—	—	—	—	—
三五—三九	—	—	—	—	—

六 離婚者の職業 離婚者の職業を男女各自に就て觀ると、男に在りては農業最も多く一、八四七、即ち總數の半



二%)、公務自由業六六(一・八〇%)、交通業六四(一・七四%)、水産業、鑛業各五三(一・四四%)、無業四二(一・一五%)順次に並んでゐる。次に女に在りては男と同じく農業最も多く一、三八四、即ち總數の三七・七三%を占め、無業一、〇六八(二九・一〇%)、其の他の有業者九九一(二七・〇一%)、工業一七七(四・八三%)、商業三四〇(九・九四%)、水産業七(〇・一九%)、公務自由業四(〇・一一%)、家事用人二(〇・〇六%)、鑛業一(〇・〇三%)の順位である。

七 種族間の離婚 離婚件數三、六六九を男女相互の種族系統(内地人系、本島人系、外國人系)に分けて観ると、内地人系相互間は八(〇・二二%)、本島人系相互間は三、六五四(九九・五九%)、外國人系相互間一、即ち同一系統相互間の離婚總數は三、六六三にして總件數の九九・八四%を占め、殘餘の六(〇・一六%)が三種族系統間の離婚である。

更に本島人系統を細別して觀察すると、福建系相互間は

二、六七九、即ち總數の七三・〇二%を占め、廣東系間は七二二(一九・六八%)、平埔族間は二七(〇・七四%)、高砂族間は八八(二・四〇%)、總計三、五一六にして、本島人系間には尙一三八の異種族系統間の離婚がある。故に所謂純粹なる同種族系統間の離婚總數は三、五二五にして總件數の九六・〇八%を占め、異種族系統間の離婚件數は一四四(三・九二%)である。

以上に依り男女相互の種族系統別離婚は婚姻の場合と同じく、矢張り一種族系統相互間のものが其の本體をなし、異種族間の離婚は極めて僅少に過ぎないのである。之は婚姻に於ける異種族系統間の婚姻の少きに基く當然の結果であるが、異種族系統間に於ける離婚の割合が婚姻の場合に比較して幾分多數となつてゐることは注目し得る現象である。

更に異種族系統間の離婚を詳細に觀察すると、本島人系間は一三八で、他の六は内地人系、本島人系、外國人系間のものである。今後者の内譯を觀ると、女内地人系と男本

島人系(福)は二、男本島人系(福)と女外國人系は四である。三系統間の婚姻に依る離婚を累年に就て觀るも極めて微々たるもので前年の如きは八、其の内譯は男本島人系(福)と女内地人系一、男本島人系(福)と女外國人系四、男外國人系と女本島人系(福)三である。

尙本年の本島人系相互間の種族別離婚を觀るに、男福建系と女廣東系六一が最も多く、男廣東系と女福建系三八は之に亞ぎ、其の他は孰も極めて僅少に過ぎないのである。

男女相互の種族系統別離婚

女の種族	男の種族			
	内地人系	本島人系	外國人系	總數
内地人系	八	三	一	一二
福建系	一	二、七三〇	一	二、七三二
廣東系	一	三、六五九	一	三、六六二
平埔族	一	二六	一	二七
高砂族	一	八七	一	八八
外國人系	一	三	四	八
總數	一二	三、六六三	六	三、六八一

本島人系
 廣東系 其の後の
 福建系
 平埔族
 高砂族
 外國人系

註 本表は外國人を含む。

第三章 出 産

一 出産總論

昭和十一年に於ける出産即ち出生と死産との總計は二二九九、三四六にして、其の中出生は二二二、八七九、總數の九六・八八%、死産は七、四六七、三・一二%である。

之を既往に就て觀るに次表の如く出産百中死産の占むる割合は明治三十九―同四十三年は二一・三八%であつたが、同四十四年より漸増し爾後大正十三年迄四%以上を維持し、同十四年以後は逐年減少の一途を辿り、昭和十一年の如きは三・一二%の低率を示してゐる。

年 次	出 産 數	出 産 百 中	死 産 數	死 産 百 中
明治三十九年	一、三、五、五、五	三、〇	二、八、五、五	二一・三八
同 四十年	一、三、七、一、四	三、五	二、七、一、四	一九・九
同 四十一年	一、三、九、〇、四	三、九	二、五、九、〇	一八・五
同 四十二年	一、四、一、七、六	三、五	二、四、七、六	一七・五
同 四十三年	一、四、〇、四、五	三、六	二、三、六、八	一六・九
昭和元年	一、九、四、八	三、八	一、八、一、〇	九・一
同 二年	一、九、〇、九	三、七	一、七、三、九	九・一
同 三年	一、九、七、四	三、七	一、六、三、七	八・三
同 四年	一、九、〇、〇	三、六	一、五、四、〇	七・八
同 五年	一、九、三、九	三、五	一、四、九、四	七・七
同 六年	一、九、五、一	三、五	一、四、〇、〇	七・二
同 七年	一、九、七、〇	三、五	一、三、七、〇	六・九
同 八年	一、九、八、二	三、五	一、三、三、〇	六・七
同 九年	一、九、八、三	三、五	一、三、〇、〇	六・六
同 十年	一、九、八、三	三、五	一、二、七、四	六・五
同 十一年	一、九、八、三	三、五	一、二、四、九	六・三
同 十二年	一、九、八、三	三、五	一、二、二、四	六・一
同 十三年	一、九、八、三	三、五	一、一、九、八	六・〇
同 十四年	一、九、八、三	三、五	一、一、七、三	五・九
昭和元年	一、九、八、三	三、五	一、一、四、八	五・八
同 二年	一、九、八、三	三、五	一、一、二、三	五・七

次に最近十箇年間の事實に就き出産百中死産の割合を内地人、本島人別に觀ると、内地人は昭和二年の四・三三%より漸次増加し、同九年には五・一六%の最高を示したが、翌十年より急激に減少し、同十一年には四・〇五%となり、最近十箇年に於ては四・〇五―五・一六%の割合を示してゐる。

本島人に在りては昭和二年の三・六五%より漸減し、同十一年には三・〇九%となつたが、最近十年間の割合は三・〇九―三・七一%の間にありて、内地人よりも著しく低率であることは注目すべき現象である。

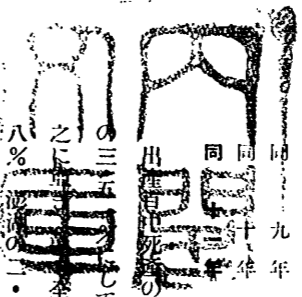
更に内地との比較を試みるに、内地に於ては昭和二年の最高たる五・三七%より漸減して同十一年には五・〇二%を示してゐる。即ち内地は五・三七―五・〇二%の間にあるので本島に於ける内地人及本島人の孰よりも高率であることは他の動態事象に比し著しく其の趣を異にして居る。

年 次	總 數		本 島 人		内 地 人	
	出 産	死 産	出 産	死 産	出 産	死 産
昭和二年	二、〇、五、七	三、六	一、八、二、三	三、七	一、八、二、三	三、七
同 三年	二、〇、三、〇	三、六	一、八、〇、〇	三、七	一、八、〇、〇	三、七
同 四年	二、〇、〇、〇	三、六	一、七、七、七	三、七	一、七、七、七	三、七
同 五年	二、〇、〇、〇	三、六	一、七、五、〇	三、七	一、七、五、〇	三、七
同 六年	二、〇、〇、〇	三、六	一、七、二、三	三、七	一、七、二、三	三、七
同 七年	二、〇、〇、〇	三、六	一、七、〇、〇	三、七	一、七、〇、〇	三、七
同 十一年	二、〇、〇、〇	三、六	一、六、七、三	三、七	一、六、七、三	三、七

昭和十一年臺灣人口動態統計記述

同八年	三七五〇	三五〇	八五九二
同九年	三七〇〇	三五〇	八五九二
同十年	四一六五	三七七	八三八八
同十一年	三九三〇	三七三	八三三〇

出生死の割合を州廳別に観ると、最も多きは臺北



の三五・五として、臺中の三・四九%、新竹の三・三二%
 之下、基隆平均三・二二%より高く、高雄の三・〇
 八%、花蓮の二・九五%、花蓮港の二・五八%、臺南の二・
 五六%、臺東の二・一五%の順位である。之に依つて觀る
 と北部、中部は概して高率であるが、南部、東部は比較的
 低率である事が窺はれる。更に之を前年に比較すると臺中、
 臺南二州の増加を除きては孰も減少を示してゐる。
 更に市部と郡支廳部とを比較すると、市部は四・二二%の
 高率にして、郡支廳部は二・九四%の低率であるが、之を前
 年に比較すると市部に於ては増加したが、郡支廳部に於て
 は稍々減少してゐる。

として一日平均六三三・五となり、出生率、即ち人口に對す
 る割合は四三・七三%に該る。
 出生数を既往に就て觀るに次表の如くであるが、毎十箇
 年平均及出生率は明治四十一大正五年に於ては二三・五、三
 一五(四一・〇二%)、大正六昭和元年は二一・七、〇三九
 (四一・五四%)で、最近の昭和二十一年は二二・一、六
 七二(四四・六五%)である。
 出生率を累年に就て觀ると明治三十九年、同四十二年、
 大正五年、同八年、同十二年の五箇年の三八・三九%を
 除きては常に四〇%以上を示し、最近十箇年の趨勢を概観
 すると年に依り多少の増減はあるが四三・四六%の間にあ
 り、略々定型的になりつゝある如く見受けらる。

州廳	出生數	昭和十年	昭和十一年	出生中死産	昭和十年	昭和十一年
	出生數	三三〇六	三三三〇	三六	三三	三三
臺北州	出生數	四三〇	四三〇	三六	三五	三五
新竹州	出生數	三三〇	三三〇	三六	三五	三五
臺中州	出生數	三三〇	三三〇	三六	三五	三五
臺南州	出生數	三三〇	三三〇	三六	三五	三五
高雄州	出生數	三三〇	三三〇	三六	三五	三五
臺東廳	出生數	三三〇	三三〇	三六	三五	三五
花蓮港廳	出生數	三三〇	三三〇	三六	三五	三五
澎湖廳	出生數	三三〇	三三〇	三六	三五	三五
市部	出生數	三三〇	三三〇	三六	三五	三五
郡支廳部	出生數	三三〇	三三〇	三六	三五	三五

一 出生數 昭和十一年に於ける出生は二二・一、八七九に

出生率を累年に就て觀ると明治三十九年、同四十二年、
 大正五年、同八年、同十二年の五箇年の三八・三九%を
 除きては常に四〇%以上を示し、最近十箇年の趨勢を概観
 すると年に依り多少の増減はあるが四三・四六%の間にあ
 り、略々定型的になりつゝある如く見受けらる。

同十四年	出生數	人口千に付	出生率
大正元年	三三三	三三三	三三三
同二年	三三三	三三三	三三三
同三年	三三三	三三三	三三三
同四年	三三三	三三三	三三三
同五年	三三三	三三三	三三三
同六年	三三三	三三三	三三三
同七年	三三三	三三三	三三三
同八年	三三三	三三三	三三三
同九年	三三三	三三三	三三三
同十年	三三三	三三三	三三三
同十一年	三三三	三三三	三三三
同十二年	三三三	三三三	三三三
同十三年	三三三	三三三	三三三
同十四年	三三三	三三三	三三三
昭和元年	三三三	三三三	三三三
昭和二年	三三三	三三三	三三三
昭和三年	三三三	三三三	三三三
昭和四年	三三三	三三三	三三三
昭和五年	三三三	三三三	三三三
昭和六年	三三三	三三三	三三三
平均	三三三	三三三	三三三
明治三十九年	三三三	三三三	三三三
同四十年	三三三	三三三	三三三
同四十一年	三三三	三三三	三三三
同四十二年	三三三	三三三	三三三
同四十三年	三三三	三三三	三三三

第三章 出生

同 七年	三三,七〇〇	四,四七〇
同 八年	三三,七〇〇	四,四七〇
同 九年	三三,七〇〇	四,四七〇
同 十年	三三,七〇〇	四,四七〇
同 十一年	三三,七〇〇	四,四七〇
平均	三三,七〇〇	四,四七〇

出生数を内地人及本島人別に観ると、内地人は七、九一八にして出生率は二八・〇八%の低率であるが、之に反し本島人は二二、九六一、四四・六二%の高率を示してゐる。之を最近十箇年間に就て観ると、内地人は昭和二年の最高率三一・九二%、同十年の最低率二八・〇八%の間にあるが、本島人は昭和六年の最高率四七・〇二%同二年の最低率四

四・二五%の間に在りて内地人に比し極めて高率である。而して内地人の出生率は近年漸次低下の傾向を辿つてゐるが、本島人は一高一低未だ定型的な低下とは言へない。次に本島と内地とを最近十箇年に就て比較すると、本島の出生率は内地に比し著しく高率である。即ち内地に於ける出生率は近年二百萬を以て示してゐるが、出生率は二九・九二―三四・三八%の間に在りて、本島は四三・六六―四六・一四%を示し、各年共内地よりも著しく高率である。蓋し本島に於ける出生率の高い所以は本島住民の大部分を占むる本島人の出生率が高いのに基因するもので、本島に於ける内地人の出生率は内地の内地人と頗る近似してゐるのである。

年次	出生数		人口千に付	
	内地人	本島人	内地人	本島人
昭和二年	一七,七〇〇	一七,七〇〇	三三・九	二二・九
同 三年	一七,七〇〇	一七,七〇〇	三三・九	二二・九
同 四年	一七,七〇〇	一七,七〇〇	三三・九	二二・九
同 五年	一七,七〇〇	一七,七〇〇	三三・九	二二・九
平均	一七,七〇〇	一七,七〇〇	三三・九	二二・九

年次	出生数	人口千に付
同 六年	三三,七〇〇	四,四七〇
同 七年	三三,七〇〇	四,四七〇
同 八年	三三,七〇〇	四,四七〇
同 九年	三三,七〇〇	四,四七〇
同 十年	三三,七〇〇	四,四七〇
同 十一年	三三,七〇〇	四,四七〇

出生率を州廳別に観ると、其の最も高きは臺中の四六・八五%にして、臺南の四六・三五%、高雄の四五・六八%に次ぎ、孰も全島平均四三・七三%よりも高く、其の他は臺東の四二・六八%、新竹の四一・二五%、花蓮港の三九・二〇%、澎湖の三八・八八%の順位にして、最も低きは臺北の三七・九三%である。之を要するに本島の中南部は出生率概して高く、北部及東部は低率であるのが特徴である。之を前年に比較すると、臺中に僅かの増加を見たる外孰も著しく減少して居る。又市部と郡支廳部では市部は三二・一〇三(三七・二七%)、郡支廳部は一九九・七七六(四四・九八%)にして、郡支廳部が遙かに高いが、前年に比較すると市部、郡支廳部孰も減少を示してゐる。

第三章 出生

州廳	出生数		人口千に付	
	昭和十年	昭和十一年	昭和十年	昭和十一年
總數	三三,七〇〇	三三,七〇〇	三三・九	二二・九
臺北州	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三・九	二二・九
新竹州	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三・九	二二・九
臺中州	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三・九	二二・九
臺南州	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三・九	二二・九
高雄州	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三・九	二二・九
臺東廳	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三・九	二二・九
花蓮港廳	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三・九	二二・九
澎湖廳	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三・九	二二・九
市部	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三・九	二二・九
郡支廳部	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三・九	二二・九

二 出生児の體性 出生児の總數二二二、八七九中男は一九、三九〇、女は一一、四八九にして、男は女よりも六、九〇一多く、女百に付男の割合は一〇六・一に該る。之の割合を最近十箇年に就て觀ると、一〇五・一〇六の間にあつて常に男が女を超過し、而も本島としては略々定型的になつてゐる。此の割合は明治三十九―大正二年に至る間は漸次遞減して一〇九・二―一〇五・一であつたが、爾後大正九年までは大正五年に於ける一〇四・八の例外を除き各年一〇六を示してゐる。

出生児の體性を内地人、本島人別に觀ると、内地人に在りては男は四、〇七四、女は三、八四四にして男は女よりも二三〇多く、女百に付男の割合は一〇六・〇である。

之の割合を最近十箇年に就て觀ると、昭和二年には一一・一・二であつたが、漸次低下して同六年には一〇四・〇となり、之より漸次増加して同十一年には一〇六・〇となり、年に依り多少の増減あるも概して減少の傾向を示してゐる。本島人に就て觀ると、男は一一五、三二六、女は一〇八、六

四五にして、男は女よりも六、六七一多く、女百に付男の割合は一〇六・一である。男女の割合を最近十箇年に就て觀ると一〇五・二―一〇六・四を示し、大體に於て定型的となつてゐる様である。而して注目すべきは内地人、本島人の男女の割合が漸次近似して來た事である。

男女の割合を最近十箇年間に就き内地と比較して觀ると、内地に在りては女百に付男は一〇三・七―一〇五・三を示し、本島よりは幾分低いのである。

出生児の體性

年次	總數		内地人		本島人		内地人 女百に付男
	男	女	男	女	男	女	
昭和二年	四、〇七四	三、八四四	三、〇六八	二、二二一	九、三三三	六、二二六	一〇三・七
三年	三、〇七三	三、〇四三	三、〇九〇	二、二二二	九、三三三	六、二二七	一〇三・七
四年	三、〇七三	三、〇四三	三、〇九〇	二、二二二	九、三三三	六、二二七	一〇三・七
五年	三、〇七三	三、〇四三	三、〇九〇	二、二二二	九、三三三	六、二二七	一〇三・七
六年	三、〇七三	三、〇四三	三、〇九〇	二、二二二	九、三三三	六、二二七	一〇三・七
七年	三、〇七三	三、〇四三	三、〇九〇	二、二二二	九、三三三	六、二二七	一〇三・七
八年	三、〇七三	三、〇四三	三、〇九〇	二、二二二	九、三三三	六、二二七	一〇三・七
九年	三、〇七三	三、〇四三	三、〇九〇	二、二二二	九、三三三	六、二二七	一〇三・七
十年	三、〇七三	三、〇四三	三、〇九〇	二、二二二	九、三三三	六、二二七	一〇三・七
十一年	三、〇七三	三、〇四三	三、〇九〇	二、二二二	九、三三三	六、二二七	一〇三・七

三 季節より觀たる出生

出生を一年平均一日の出生百に付各月平均一日の出生に就て觀ると、十月が最も多く、十一月、九月、二月之に亞ぎ、孰も一年平均以上にして、爾餘の各月は平均以下で八、十二、三、七、六、五及四月の順位である。即ち本島の出生は一月より漸次減少し、四月に於て最少となり、翌五月より漸次緩慢なる増加を續け、九月より激増し十月に於て最高を示し、翌十一月より漸次減少する

出生を一年平均一日の出生百に依り本島の出生は概して秋季及冬季に多く、春季及夏季に少いのである。之を最近十箇年の月別に就て觀察するも、年に依り各月の順位こそ異れ大體に於て毎年右に述べたるが如き態様を示して居るのである。

次に本島と内地(昭和十年)とを比較して觀ると、内地は一月が最も多く三、二月順次に亞ぎ、最も少きは六月で

ある。

要するに内地に於ける出生は一月より三月に多く、四月には激減して、六月に至りて最少を示し、翌七月より一轉して十一月まで漸次増加するのであるが、之の態様は大體に於て本島と同様な波状を辿つてゐる。

出生の月別

月次	本島		内地(昭和十年)	
	出生數	出生率	出生數	出生率
總數	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
一月	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
二月	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
三月	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
四月	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
五月	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
六月	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
七月	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
八月	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
九月	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
十月	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
十一月	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
十二月	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五

四〇

十一月 三三三三 二六九 三〇二五 二二七五
 十二月 九五六 九六 一五四三 八九四

四 出生兒の身分 出生兒を身分別に観ると、公生は二一八、八七〇にして、總數の九四・三九%を占め、私生(庶子を含む)は僅かに一三、〇〇九(五・六一%)に過ぎない。

出生兒の身分を内地人及本島人別に観ると、内地人に在りては公生七、二五七、即ち總數の九一・六五%、私生は六六一(八・三五%)、本島人に在りては公生二二一、六一三(九四・四九%)、私生二二、三四八(五・五一%)にして、内地人の公生の割合が本島人に比し低きは注目すべきである。

公生と私生との割合を累年に就て観ると、明治三十九年より大正十二年迄は私生の割合が増加し、同十三年以降は之と反對に公生の割合が増加してゐるのである。

出生兒の身分

年次	總數		公生		私生	
	總數	出生率	總數	出生率	總數	出生率
總數	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
内地人	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
本島人	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五

五 父又は母の職業より觀たる出生 出生兒を其の父又は母の職業(大分類)別に観ると、最も多きは農業にして一四一、〇七三、即ち總數の六〇・八四%を占め、其の他の有業者の三三、九二四(一四・六三%)商業の一五、五〇九(六・六九%)、工業の一四、七七三(六・三七%)、公務自由業の九、九九八(四・三二%)、無業の五、三三二(二・三二%)、交通業の四、八五四(二・〇九%)、水産業の四、四六〇(一・九二%)、鑛業の一、九一六(〇・八三%)、家事使用人の二、〇〇一(〇・六一%)の順位である。

之を内地人、本島人別に観ると、内地人に在りては公務自由業最も多く四、三五八にして、總數の五五・〇四%を占め、工業の一、一一三(二・四〇%)、商業の七四四(九・四〇%)

交通業の七一八(九・〇七%)、農業の三九七(五・〇一%)、無業の二二一(二・六六%)、其の他の有業者の二〇二(二・五五%)、水産業の一三三(一・五五%)、鑛業の四九(〇・六二%)、家事使用人の三、〇〇四(四・四%)の順位である。

本島人に在りては農業最も多く一四〇、六七六、即ち總數の六二・八一%を占め、其の他の有業者の三三、七二二(一五・〇六%)、商業の一四、七六五(六・五九%)、工業の一三、六六〇(六・一〇%)、公務自由業の五、六四〇(二・五二%)、無業の五、一四一(二・三〇%)、水産業の四、三三七(一・九四%)、交通業の四、一三六(一・八五%)、鑛業の一、八六七(〇・八三%)、家事使用人の一七(〇・〇一%)の順位である。

父又は母の職業より觀たる出生

職業	總數		内地人		本島人	
	總數	出生率	總數	出生率	總數	出生率
總數	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五	三三六六	二二・五
農業	一四一〇七三	四三・七	一四一〇七三	四三・七	一四一〇七三	四三・七
工業	一四七七三	四・四	一四七七三	四・四	一四七七三	四・四
商業	一五五〇九	四・六	一五五〇九	四・六	一五五〇九	四・六
公務自由業	九九九八	三・〇	九九九八	三・〇	九九九八	三・〇
交通業	四八五四	一・四	四八五四	一・四	四八五四	一・四
水産業	四四六〇	一・三	四四六〇	一・三	四四六〇	一・三
鑛業	一九一六	〇・六	一九一六	〇・六	一九一六	〇・六
家事使用人	二〇〇一	〇・六	二〇〇一	〇・六	二〇〇一	〇・六
無業	五三三二	一・六	五三三二	一・六	五三三二	一・六

水産	四〇〇	一三	四三	一五	一九
鑛業	一九六	〇	一九	〇	〇
工業	二四七	二	二五	二	二
商業	五五〇	七	五五	七	五
交通	四八	七	五五	七	五
公務自山業	九八	四	一〇	一	一
家事使用人	三	〇	〇	〇	〇
其他の有業者	三	〇	〇	〇	〇
無業者	五五	三	五五	三	五

三、死産

一 死産數 昭和十一年に於ける死産は七、四六七にして、一日平均二〇・四となり、死産率、即ち人口に對する割合は一・四一%に該る。
 死産數を既往に就て觀ると次表の如くであるが、毎十箇年平均及死産率は明治四十一大正五年に於ては五、三八六(一・六三%)大正六昭和元年は六、七八二(一・七九%)で、最近の昭和二十一年は七、五六五(一・六〇%)に該る。之を要するに本島に於ける死産率は年に依

年次	死産數	人口千に付
明治三十九年	三、五五	〇・八
同四十年	三、二二	〇・八
同四十一年	三、六五	一・〇
同四十二年	四、七九	一・五
同四十三年	五、三〇	一・六
同四十四年	五、九七	一・八
大正元年	五、七五	一・七
同二年	六、七四	一・九
同三年	六、六〇	一・九
同四年	六、五三	一・八
同五年	六、三三	一・七
平均	五、三六	一・三
大正六年	六、八五	一・八
同七年	六、〇九	一・六
同八年	六、五五	一・七
同九年	六、七四	一・八
同十年	六、六三	一・八
同十一年	六、九五	一・九

り多少の高低はあるが、概して逐年減退の傾向を辿つてゐる。

めくれず

同十二年	六、四七	一・六
同十三年	七、二八	一・八
同十四年	六、四三	一・六
昭和元年	七、三〇	一・七
平均	六、七二	一・七
昭和二年	七、〇七	一・七
同三年	七、三九	一・七
同四年	七、四七	一・七
同五年	七、三二	一・七
同六年	七、三〇	一・七
同七年	七、八〇	一・八
同八年	七、八八	一・八
同九年	八、二六	一・九
同十年	七、三二	一・七
同十一年	七、三二	一・七
平均	七、三二	一・七

年次	死産數		人口千に付	
	内地人	本島人	内地人	本島人
昭和二年	三、五	六、七	一・三	一・九
同三年	三、五	七、〇	一・三	一・九
同四年	三、五	七、三	一・三	一・九
平均	三、五	七、三	一・三	一・九

死産を内地人、本島人別に觀ると、内地人は三三四、死産率は一・二八%、本島人は七、一三三、一・四二%にして、本島人は内地人よりも幾分高率を示してゐる。
 死産率を最近十箇年に就て觀ると、内地人は一・一八一・五九%なるも、本島人は一・四二一・七三%である。
 尙各年に就き比較するも本島人は内地人よりも著しく高率を示してゐるが、兩者共に近年漸次低下の傾向を辿つてゐる事は喜ばしい現象である。更に本島と内地とを最近十箇年に就て觀ると、内地の死産率は本島よりも幾分高率である。即ち内地に於ては近年十一萬一十二萬臺に在り、死産率は二・五八一・九三%にして、本島は七、八千臺、一・四二一・七〇%である。

同	五年	七三三	三三三	六九元
同	六年	七三〇	三三三	七三元
同	七年	七〇〇	四〇五	七五元
同	八年	七〇八	四〇八	七四元
同	九年	六二六	三三三	七五元
同	十年	七三三	三三三	七三七
同	十一年	七四七	三三三	七三三

死産率を州廳別に観ると、其の最高は臺中の一・六九%にして、高雄の一・四五%、新竹の一・四二%に次ぎ、全島平均一・四一%以上を示し、以下臺北の一・三八%、臺南の一・二二%、澎湖の一・一八%、花蓮港の一・〇四%、臺東の〇・九四%の順位である。之を前年に比較すると臺中及臺東を除き孰も減少を示してゐる。

更に市部と郡支廳部とを比較すると市部は一・六四%にして、全島平均よりも上位にあり、郡支廳部は一・三六%であるから市部は郡支廳部よりも遙かに高率を示してゐる。尙前年に比較すると兩者共に稍々低下してゐる。

州廳別死産數		人口千に付		
州廳	昭和十年	昭和十一年	昭和十年	昭和十一年
總數	七三三	七四七	一四	一四
臺北州	一三三	一四〇	一六	一六
新竹州	一四三	一四〇	一六	一六
臺中州	一五〇	一五〇	一六	一六
臺南州	一六二	一六二	一六	一六
高雄州	一六九	一六九	一六	一六
臺東廳	一〇	一〇	〇・六	〇・六
花蓮港廳	一三	一三	一・〇	一・〇
澎湖廳	七	七	一・〇	一・〇
市部	一四三	一四三	一六	一六
郡支廳部	六三〇	六〇四	一四	一四

二 死産兒の體性 死産數七、四六七中男は四、一〇〇、女は三、三六二、男女不詳五にして、男は女よりも七三八多く、女百に付男の割合は一二三・〇に該る。即ち死産は出生に比較して男の割合が多いのであるが、之の割合を最近十箇年間に就て観ると、一二〇・七—一二八・二を示し、常に男は女を超過してゐる。

死産兒の體性を内地人、本島人別に観ると、内地人は男一七六、女一五八にして、女百に付男の割合は一一一・四である。而して死産の男女割合は出生と異り年に依り變動

甚だしく、之を最近十箇年間に就て観ると一一一・四—一三五・五を示してゐる。
本島人に在りては男三、九二四、女三、二〇四にして、女百に付男の割合は一二三・五で、内地人よりも稍高率である。之を最近十箇年に就て観ると、一二〇・二—一二八・三にして比率變動の幅は内地人に比し比較的狭い。
男女の割合を内地と比較すると、内地に在りては最近九箇年間は一一九・三—一二二・三にして、内地は本島よりも男の割合が少ないのである。

年次	總數				内地人				本島人				
	男	女	女百に付男	男	女	女百に付男	男	女	女百に付男	男	女	女百に付男	男
昭和二年	三六三	三三三	三三三	一七	一七	一七	三七八	三〇八	三三七	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八
同三年	四三三	三三三	三三三	一七	一七	一七	三九四	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
同四年	四三〇	三三三	三三三	一七	一七	一七	三九四	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
同五年	四〇八	三三三	三三三	一七	一七	一七	三九四	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
同六年	四一七	三三三	三三三	一七	一七	一七	三九四	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
同七年	四三九	三三三	三三三	一七	一七	一七	三九四	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
同八年	四三九	三三三	三三三	一七	一七	一七	三九四	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三

同 九年	四四四	五五五	三〇九	三三三
同 十年	四三三	五四四	三〇九	三三三
同 十一年	四〇〇	五三三	三〇〇	三三三

三 季節より観たる死産 死産の月別を一年平均一日の死産百に付各月平均一日の死産に就て観ると、十月が最も多く、八、九、十一、七及十二月之に亞ぎ、孰も一年平均以上にして、爾餘の各月は六、一、五、四、三及二月の順位である。即ち本島の死産は二月を最低として翌三月より漸次増加を續け、十月に於て最高に達し、以後減少するが如き態様を示してゐる。之を要するに本島の死産は秋季、冬季に多く、春季、夏季に少い。

之を既往十箇年に就て觀察すると、一年を通じての態様は大體出生の場合と一致するのであるが、出生に比し季節に對する適確なる變化の規則性を見出す事は困難である。

本島と内地とを比較すると、内地は一月が最も多く、二、十、十二、十一、九、三月順次に亞ぎ、孰も平均以上を

月次	死産の月別	
	本島	内地(昭和十年)
總數	七四七	二五五五
一月	六三	二二五
二月	四八	二〇三
三月	五五	一〇〇
四月	五〇	九七
五月	五八	九七
六月	六五	八七
七月	六六	八三
八月	七三	八八
九月	六六	九三

示し、最も少きは六月である。之の移行態様は大體出生の場合と一致するものであるが、本島とは最高と最低の點に就き其の趣を異にしてゐる。

四 死産児の身分 死産児を身分別に観ると公生は六、七〇〇にして、總數の八九・七三%を占め、私生(庶子を含まず)は僅かに七六七(二〇・二七%)である。

之を内地人及本島人別に観ると、内地人に在りては公生二七三、總數の八一・七四%、私生は六一(一八・二六%)、本島人に在りては公生六、四二七(九〇・二〇%)、私生七〇六(九・九〇%)にして、内地人の公生の割合が本島人に比し低き事は出生の場合と一致するのであるが之は注目すべき現象である。

死産児の身分	總數百中	
	公生	私生
總數	七四七	七〇六
内地人	三三三	二七三
本島人	四一四	四三三

五 懷孕月數 死産を懷孕月數に依りて分つと四箇月未満は四四にして、總數の〇・五九%に過ぎないが、懷孕月數の多きに從ひ漸次増加してゐる。即ち五箇月未満は二四五(三・二八%)、六箇月未満は五三七(七・一九%)、七箇月未満は九七二(一三・〇二%)、八箇月未満は一、三五八(一八・一九%)、九箇月未満は六二四(二一・七五%)であるが、十箇月未満は最も多く二、六五七、即ち總數の三五・五八%を占めてゐる。十箇月以上に至りては極めて少く僅かに三〇(四・〇〇%)にして、四箇月未満に亞ぐ少數であるが、之を最近十箇年に就て観るも以上の傾向は各年とも變動はない様である。

之を内地人、本島人別に觀察すると、十箇月未満のものが最も多く、十箇月以上のものは極めて少數である事は兩者の一致する所であるが、内地人は十箇月及九箇月未満の總數に對する割合に於ては本島人よりも低いのであるが、四箇月未満―八箇月未満の占むる割合は内地人が遙かに高

いのであつて之は注目すべき現象である。

懷孕月數別死産

總數	總數百中	
	内地人	本島人
總數	七四七	七二五
四箇月未滿	五	〇
五箇月未滿	一	〇
六箇月未滿	一	〇
七箇月未滿	一	〇
八箇月未滿	一	〇
九箇月未滿	一	〇
十箇月未滿	一	〇
十箇月以上	一	〇

累年(十箇年)の懷孕月數別死産(總數百中)

懷孕月數	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
總數	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
四箇月未滿	〇・八	〇・八	〇・九	〇・七	〇・八	〇・八	〇・六	〇・八	〇・九	〇・九
五箇月未滿	〇・〇	〇・五	〇・五	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
六箇月未滿	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
七箇月未滿	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
八箇月未滿	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
九箇月未滿	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
十箇月未滿	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
十箇月以上	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一

死産兒の身分を懷孕月數別に觀ると公生、私生共に四箇月未滿より月を重ねる毎に漸増して十箇月未滿に於て最も多數を示してゐる。

私生に在りては四箇月未滿より公生に比し急増し、九箇月未滿に於ては八箇月未滿よりも稍、低き割合を示してゐる。即ち私生は公生に比し八箇月以内短期の懷孕に依るも

のゝ占むる割合は比較的多いのである。

懷孕月數	總數	總數百中	
		公生	私生
總數	七四七	七三〇	一〇七
四箇月未滿	五	〇	〇
五箇月未滿	一	〇	〇
六箇月未滿	一	〇	〇
七箇月未滿	一	〇	〇
八箇月未滿	一	〇	〇
九箇月未滿	一	〇	〇
十箇月未滿	一	〇	〇
十箇月以上	一	〇	〇

六 父又は母の職業より觀たる死産 死産兒を父又は母の職業に就き内地人、本島人別に觀ると、内地人に在りては公務自由業最も多く一五・二、即ち總數の四五・五二%を占め、工業の四五(一三・四七%)は出生と大體同感様であるが、無業の四〇(一一・九八%)は断然多く、交通業三〇(八・九八%)、商業二四(七・一九%)、農業二二(六・五九%)、其の他の有業者一五(四・四九%)、水産業三(〇・

九〇%)、鑛業二(〇・六〇%)、家事使用人一(〇・三〇%)の順位となつてゐる。次に本島人に在りては農業最も多く四、〇四九(五六・四六%)にして、其の他の有業者一、三〇五(一八・〇八%)、商業五八八(七・九一%)、工業五〇五(六・四五%)、無業三七三(四・六七%)、公務自由業三〇四(二・一四%)、交通業一四八(一・六五%)、水産業一一八(一・六一%)、鑛業七四(一・〇一%)順次に並び、最も少きは家事使用人三(〇・〇三%)である。

父又は母の職業より觀たる死産

父又は母の職業	總數	
	内地人	本島人
總數	七四〇	一〇〇〇
農	四〇九	五九七
水産	二八	一〇〇
鑛	五	〇
工	五	〇
商	六	七
交通	一	一
公務自由業	一	一
家事使用人	一	一
其他の有業者	一	一
無業者	一	一

第四章 死 亡

一 死亡數 昭和十一年に於ける死亡は一〇五、一〇四を計へ一日平均二八七・二となり、死亡率、即ち人口に對する割合は一・九・八二%に該る。而して内地人は二、九五五、死亡率は一〇・四八%にして、本島人は一〇二、一四九（二〇・三五%）である。

既往に於ける死亡數を觀ると、大正七年は流行性感胃腸病を極めたが爲、一二四、二九の最高記録を示したが、各年多くは九萬前後にして、人口に對する割合は、昭和三年迄は大正十二年の二一・六六%の例外を除き、各年二二%以上を示し、明治三十九年及大正七年の兩年に於ける三四%臺が最高率である。之を要するに明治、大正年間における本島の死亡率は高低常なく不定型の状態にあつたが、昭和に入るに及んで漸次定型的傾向を帯ぶるに至つたのである。即ち二四―三四%臺を上下したるものが、最近は著

第四章 死 亡

しく減少して二〇%臺を示すに至つたのは喜ばしい現象である。
今十箇年毎に平均死亡率を算出して觀ると、明治四十一年は二九・三三%の高率であつたが、大正六―昭和元年は二六・三七%に減少し、昭和十一年は更に二〇・八〇%に低下するに至つた。

年 次	死 亡 數	人口千に付
明治三十九年	一〇四、二九	三三、三
同 四十年	一〇一、〇	三二、七
同 四十一年	一二四、二九	三九、八
同 四十二年	一〇〇、〇	三二、七
同 四十三年	九八、〇	三二、〇
同 四十四年	九七、〇	三二、〇
大正元年	八六、〇	二九、〇
同 二年	八三、〇	二八、〇
同 三年	七三、〇	二六、〇
同 四年	七三、〇	二六、〇
同 五年	五一、〇	二〇、〇

昭和十二年臺灣人口動態統計速報

平均	大正六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	平均	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	平均
六〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇

死亡率を内地と比較するに、本島は内地よりも著しく高率である。即ち内地に於ては昭和四年の二〇・〇四%が最近に於ける最高率にして、其の他の各年は一八%前後を示してゐるが、本島に於ては概して二〇―二三%にして、最近の低率たる昭和五年の一八・五四%を前記内地の二〇・〇四%と比較するも大なる懸隔を認めないのである。

死亡数を内地人及本島人別に最近十箇年に就て観ると、内地人に在りては各年共二千臺、本島人は九萬一〇萬臺を示してゐるが、之を死亡率に就て比較すると、本島人は内地人に比し著しく高率である。即ち内地人は一〇・四八―一二・二五%、本島人は一九・九六―二二・八七%にして内地人の約二倍の高率を示してゐる。然し乍ら内地人、本島人共に死亡率は逐年低下し、殊に本島人に在りては近年著しき低下を示してゐる。

内地人及本島人の死亡数

年次	死亡数		人口千に付	
	内地人	本島人	内地人	本島人
昭和二年	三三三	九六六	三三三	三三三
同三年	三三三	九六六	三三三	三三三
同四年	三三三	九六六	三三三	三三三
同五年	三三三	九六六	三三三	三三三
同六年	三三三	九六六	三三三	三三三
同七年	三三三	九六六	三三三	三三三
同八年	三三三	九六六	三三三	三三三
同九年	三三三	九六六	三三三	三三三
同十年	三三三	九六六	三三三	三三三
同十一年	三三三	九六六	三三三	三三三

死亡率を州廳別に観ると最も多きは臺東の二五・四七%、之に次ぐは臺北の二〇・九〇%、花蓮港の二〇・七四%、高雄の二〇・二六%にして孰も全島平均一九・八二%を超え、以下臺中の一九・七〇%、臺南の一九・六八%、澎湖の一七・九五%の順位にして、最低は新竹の一七・九一%である。之を前年に比較すると新竹、臺中、高雄の三州は低下

し、其の他は孰も増加を示してゐる。次に市部と郡支廳部とに就て観ると、市部は一八・二四%にして、郡支廳部は二〇・一三%であるが、之を前年に比較すると市部は稍々増加してゐるが、郡支廳部は反對に低下を示してゐる。

昭和十一年臺灣人口動態統計記述編
州廳別死亡數

州廳	死亡數		人口千に付	
	昭和十年	昭和十一年	昭和十年	昭和十一年
總數	1,586,851	1,610,106	19.25	19.48
臺北州	303,843	312,492	30.69	31.05
新竹州	308,333	310,000	27.94	28.11
臺中州	420,000	420,000	25.00	25.00
臺南州	280,000	280,000	20.00	20.00
高雄州	180,000	180,000	15.00	15.00
臺東廳	140,000	140,000	10.00	10.00
花蓮廳	100,000	100,000	7.50	7.50
澎湖廳	100,000	100,000	7.50	7.50
市部	1,571,111	1,571,111	18.00	18.00
郡支廳部	15,740	38,995	1.25	3.48

二 死亡者の體性 死亡者を男女別に観ると、男は五六、四五七、女は四八、六四七で、其の割合は女百に付男一一六・一である。之を最近十箇年に就て観ると、一一二・三一一・七・〇で年に依り著しき變化がない様である。更に最近十箇年に於ける内地人、本島人の男女の割合を觀ると、本島人に在りては女百に付男は一一二・二一一・五・九であるが、内地人に在りては一二〇・二一一・三・九・五を示してゐる。兩者を累年の比較すると内地人は本島人よりも遙かに高きことは注目すべきである。而も兩者共各年の比率は著しき變化が認められない。

年次	死亡者の體性		内地人		本島人		女百に付男	
	男	女	男	女	男	女	内地人	本島人
昭和二年	50,000	45,000	10,000	9,000	40,000	36,000	111.1	111.1
同三年	55,000	50,000	11,000	10,000	44,000	40,000	110.0	110.0
同四年	60,000	55,000	12,000	11,000	48,000	44,000	109.1	109.1
同五年	65,000	60,000	13,000	12,000	52,000	48,000	108.3	108.3

年次	死亡者數		内地人		本島人	
	男	女	男	女	男	女
六年	55,000	50,000	12,000	11,000	43,000	39,000
七年	60,000	55,000	13,000	12,000	47,000	43,000
八年	65,000	60,000	14,000	13,000	51,000	47,000
九年	70,000	65,000	15,000	14,000	55,000	51,000
十年	75,000	70,000	16,000	15,000	59,000	55,000
同十一年	80,000	75,000	17,000	16,000	63,000	59,000

三 季節より觀たる死亡 死亡を月別に觀察すると、最も多きは六月の一三・九で、之に亞ぐは七、五及八月にして、最も少きは十二月の八・五・六である。即ち一月より逐月緩慢なる増加を示し、五月より急増し、六月を最高として以後漸減の傾向を示し十二月に至るのである。而して最近十箇年に就て観ると、累年の逐月移行態様は略々同様で夏季に高く、冬季に低いのである。

内地(昭和十年)と比較すると、八月最も多く、一、三、七、十二月順次に亞ぎ、最も少きは十一月である。即ち死亡は一、二、三月に多く、四、五、六月に少く、七、八月に至りて再び増加し、九、十、十一月と順次遞減し、十二月に又増加するのである。

月次	死亡の月別		内地(昭和十年)	
	本島	死亡數	死亡數	死亡數
一月	8,300	10,000	1,800	1,800
二月	7,800	9,500	1,700	1,700
三月	7,300	9,000	1,600	1,600
四月	6,800	8,500	1,500	1,500
五月	6,300	8,000	1,400	1,400
六月	5,800	7,500	1,300	1,300
七月	5,300	7,000	1,200	1,200
八月	4,800	6,500	1,100	1,100
九月	4,300	6,000	1,000	1,000
十月	3,800	5,500	900	900
十一月	3,300	5,000	800	800
十二月	2,800	4,500	700	700

第四章 死亡

十二月 七、五三〇 一九三〇年 一九三〇年

四 死亡者の年齢 死亡者の年齢を五歳毎に区分すると、五歳未満の乳幼児の死亡最も多く、總數の五二・一四%にして過半数を占めてゐる。其の他は七〇歳以上の七・〇九%、五五―五九歳の四・二一%、六〇―六四歳の四・一八%、五〇―五四歳の三・九七%、六五―六九歳の三・六五%の順位である。

年齢	死亡者數		總數百中	
	内地人	本島人	内地人	本島人
總數	一〇、九二六	一〇、二一九	一〇〇〇	一〇〇〇
〇―四歳	五、九八二	五、九二九	五四・一	五七・七
五―九歳	一、四七二	一、三三九	一三・三	一三・五
一〇―一四歳	一、二四七	一、一五九	一一・四	一一・五
一五―一九歳	一、一〇〇	一、〇〇〇	一〇・〇	一〇・〇
二〇―二四歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
二五―二九歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
三〇―三四歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一

年齢	死亡者數		總數百中	
	内地人	本島人	内地人	本島人
三歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
四歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
五歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
六歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
七歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
八歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
九歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
一〇歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
一〇―一四歳	一、一〇〇	一、〇〇〇	一〇・〇	一〇・〇
一五―一九歳	一、二〇〇	一、〇〇〇	一一・一	一〇・〇
二〇―二四歳	一、三〇〇	一、〇〇〇	十二・二	一〇・〇
二五―二九歳	一、四〇〇	一、〇〇〇	十三・三	一〇・〇
三〇―三四歳	一、五〇〇	一、〇〇〇	十四・四	一〇・〇

五 五歳未満の死亡 五歳未満の乳幼児に就て觀ると、其の總數は五四・八〇にして總死亡の五二・一四%を占めてゐる。之を最近十箇年に就て觀ると、四九・〇二―五五・五七%を示してゐる。

年次	總數	内地人	本島人
昭和二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

年齢	死亡者數		總數百中	
	内地人	本島人	内地人	本島人
三歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
四歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
五歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
六歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
七歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
八歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
九歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
一〇歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
一〇―一四歳	一、一〇〇	一、〇〇〇	一〇・〇	一〇・〇
一五―一九歳	一、二〇〇	一、〇〇〇	一一・一	一〇・〇
二〇―二四歳	一、三〇〇	一、〇〇〇	十二・二	一〇・〇
二五―二九歳	一、四〇〇	一、〇〇〇	十三・三	一〇・〇
三〇―三四歳	一、五〇〇	一、〇〇〇	十四・四	一〇・〇

以上は體質の充實するに伴ひ其の死亡者も各歳毎に減少し、一歳は二〇・九一%、二歳は一〇・三三%、三歳は五・三二%、四歳は三・〇一%である。

次に各歳に於ける男女の死亡割合を觀ると、女百に付男の死亡は一歳未満の二・八五、一歳の九・六九、二歳の八・七二、三歳の八・六五、四歳の九・五三にして、一歳未満に於て男は女よりも著しく多く、之と反對に一歳以上は女が男よりも多いのであるが、之は内地に於ても同様の傾向を示してゐる。

年齢	死亡者數		總數百中	
	内地人	本島人	内地人	本島人
一歳未満	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
一歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
二歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
三歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一
四歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九・一	九・一



昭和十一年の乳児死亡總數は三三三、一一九で死亡總數の三一・五一%を占め、乳児死亡率、即ち出生に對する一歳未満死亡者の割合は一四二・八%である。

之を最近十箇年に就て觀察すると、死亡總數に對する割合は三〇・七六一三四・二六%である。更に之を内地と比較

するに、内地に於ては二〇・一一二四・〇五%で、本島よりも遙かに少く、乳児死亡率は一〇六・七一四二・一%であるが、本島に於ては一四二・八一六三・九%である。而して内地、本島共に乳児死亡率は逐年低下の傾向にあるは喜ぶべき現象である。

年次	乳児死亡數				出生子に付			
	總數	内地人	本島人	内地	總數	内地人	本島人	内地
昭和二年	二六、四四	一、七六	一、八八	三、三〇	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七
同三年	三三、三九	一、七五	一、八三	三、三〇	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七
同四年	三三、三九	一、七五	一、八三	三、三〇	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七
同五年	三三、三九	一、七五	一、八三	三、三〇	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七
同六年	三三、三九	一、七五	一、八三	三、三〇	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七
同七年	三三、三九	一、七五	一、八三	三、三〇	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七
同八年	三三、三九	一、七五	一、八三	三、三〇	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七
同九年	三三、三九	一、七五	一、八三	三、三〇	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七
同十年	三三、三九	一、七五	一、八三	三、三〇	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七
同十一年	三三、三九	一、七五	一、八三	三、三〇	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七

乳児死亡を男女別に観ると、男一八、六二五、女一四、四九四にして、女百に付男の割合は一二八・五に該る。而して最近十箇年に就て觀るも、男は女よりも遙かに多く一二三・六一二二九・四を示してゐる。

之を内地人、本島人別に最近十箇年に就て觀ると、内地に在りては二〇・八〇一一四二・〇で、本島人に在りては一二三・五一二二九・五を示し、兩者共男は女よりも遙かに超過してゐるが、其の割合は年に依り著しき差異を示してゐる。

年次	總數		内地人		本島人		女百に付男	
	男	女	男	女	男	女	内地人	本島人
昭和二年	一、六六	一、三三	一、一五	一、一〇	一、三三	一、三三	一一三・六一	一一三・六一
同三年	一、七〇	一、三三	一、一五	一、一〇	一、三三	一、三三	一一三・六一	一一三・六一
同四年	一、七〇	一、三三	一、一五	一、一〇	一、三三	一、三三	一一三・六一	一一三・六一
同五年	一、七〇	一、三三	一、一五	一、一〇	一、三三	一、三三	一一三・六一	一一三・六一
同六年	一、七〇	一、三三	一、一五	一、一〇	一、三三	一、三三	一一三・六一	一一三・六一
同七年	一、七〇	一、三三	一、一五	一、一〇	一、三三	一、三三	一一三・六一	一一三・六一
同八年	一、七〇	一、三三	一、一五	一、一〇	一、三三	一、三三	一一三・六一	一一三・六一
同九年	一、七〇	一、三三	一、一五	一、一〇	一、三三	一、三三	一一三・六一	一一三・六一
同十年	一、七〇	一、三三	一、一五	一、一〇	一、三三	一、三三	一一三・六一	一一三・六一
同十一年	一、七〇	一、三三	一、一五	一、一〇	一、三三	一、三三	一一三・六一	一一三・六一

乳児死亡率を州廳別に觀ると、臺東の一五三・三三%最も高く、之に亞ぐは臺北の一四九・五〇%、高雄の一四八・五八%、臺南の一四七・六二%及花蓮港の一四五・九七%にして、孰も全島平均一四二・八三%を超え、以下澎湖の

一三六・二六%、新竹の一三五・四九%及臺中の一三二・八六%の順位である。而して之を前年に比較すると、新竹及臺中は減少し、其の他は孰も増加し、殊に花蓮港及澎湖は著しき高率を示して居る。

第四章 死亡 五九

州廳別乳兒死亡

州	死亡数		出生子に付	
	昭和十年	昭和十一年	昭和十年	昭和十一年
總數	555	522	12,800	12,815
臺北州	55	55	1,375	1,375
新竹州	45	40	1,000	1,000
臺中州	85	75	1,875	1,875
臺南州	65	60	1,500	1,500
高雄州	65	65	1,500	1,500
臺東廳	35	35	825	825
花蓮港廳	55	55	1,325	1,325
澎湖廳	35	35	825	825

乳兒死亡者の身分を觀ると、公生は三二、二七七、即ち總數の九四・四四%を占め、私生は一、八四二・五五六%である。

身分別死亡

身分	死亡数		總數百中	
	内地人	本島人	内地人	本島人
總數	3,377	1,000	100	300
公生	3,377	9,000	100	300
私生	1,842	556	55	177

次に之を月齡に就て觀ると、最も多きは一箇月未満の一四、七〇五、即ち總數の四四・四〇%を占めてゐるが、二箇月以上になると其の割合も著しく減少し、二箇月未満は七・九〇%、三箇月未満は五・六五%、四箇月未満は五・五六%、五箇月未満は五・三七%、六箇月未満は五・〇八%、七箇月未満は四・九九%にして順次に減少し、其の他は極く少数である。

月齡別死亡

月齡	死亡数		總數百中	
	内地人	本島人	内地人	本島人
總數	3,377	1,000	100	300
一箇月未満	495	1,475	147	495
二箇月未満	365	1,115	108	365
三箇月未満	315	985	93	315
四箇月未満	285	865	84	285
五箇月未満	265	805	78	265
六箇月未満	245	745	72	245
七箇月未満	225	685	67	225
八箇月未満	205	625	61	205

九箇月未満 一六七 五〇
 十箇月未満 一八〇 五五
 十一箇月未満 一八二 五五
 十二箇月未満 一五〇 四六
 一箇月未満の日齡を五日毎に區分して觀ると、五日未満は一四、七〇五、即ち總數の五〇・九七%を占め、十日未満は四、二四二・八八五%、十五日未満一、二四〇・八・四三%にして、其の他は七三・四七%である。要するに日齡を加ふるに従ひ死亡の割合も著しく減少を示してゐる。

日齡別死亡

日齡	死亡数		總數百中	
	内地人	本島人	内地人	本島人
總數	3,377	1,000	100	300
五日未満	495	1,475	147	495
十日未満	365	1,115	108	365
十五日未満	315	985	93	315
二十日未満	285	865	84	285
二十五日未満	265	805	78	265
一箇月未満	245	745	72	245

第四章 死亡

六 死亡者の職業 死亡者の職業を有業者と無業者とに分ちて觀ると、無業者は七三、三三七、即ち總數の六九・七七%に該り、有業者は三二、七七七、三〇・二三%である。有業者を更に各職業別に觀ると、農業最も多し總數の一八・一三%を占め、其の他の有業者の七・二七%、商業の一・六三%、工業の一・五八%等之に亞ぎ、公務自由業、水産業、交通業及鑛業は極めて少數で〇・五六一〇・二九%を示してゐる。之を内地人、本島人別に觀ると、本島人に在りては前記順位と略、同一の傾向にあるが、内地人に在りては公務自由業、商業、工業、農業及其の他の有業者等が其の主なるものである。

職業(大分類)

職業	總數		總數百中	
	内地人	本島人	内地人	本島人
總數	3,377	1,000	100	300
農業	605	1,875	180	605
商業	105	325	31	105
工業	105	325	31	105
公務自由業	105	325	31	105
交通業及鑛業	105	325	31	105
水産業	105	325	31	105
無業者	2,420	730	72	242

商	一七六	二五四	一五	六四	二六
交通	三〇	六九	〇三	一六	〇六
公務員	五五	三三	〇五	一八	〇五
家事使用人	一六	一〇	〇〇	〇〇	〇〇
其他の職業	七三	七三	七三	七三	七三
無業	三三	三三	三三	三三	三三

七 死亡の原因 死亡原因を大別すると疾病の九八、三〇六最も多く、即ち總數の九三・五三%を占め、老衰二、九〇四(二・七六%)、外因死二、七四七(二・六一%)、不明の診断及不詳の原因一、二四七(一・〇九%)である。

死亡原因を更に大分類に観ると、呼吸器の疾患最も多く三一、二一六を算し、總數の二九・六〇%を占め、之に亞

死 因 (大 分 類)	總 數		死 亡 數	
	男	女	男	女
總數	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
傳染病及寄生蟲病	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
其他の腫瘍	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
血液及造血臟器の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
レウマチ性疾患、深層障害、内分泌腺の疾患、其他の全身病	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
呼吸器の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
消化器の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
泌尿生殖器の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
妊娠及産による疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
皮膚及皮下結締組織の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
骨及運動器の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
先天性畸形	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
乳兒固有の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
老衰	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
外因	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
不明の診断及不詳の原因	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

ぐは傳染病及寄生蟲病の二五、一〇三(二・三八%)、消化器の疾患の一九、九〇七(一・九四%)等は其の主なるものであるが、其他は乳兒固有の疾患、泌尿生殖器の疾患、神経系及感覺器の疾患の順位で五、九四三・五九%を示してゐる。

次に女に比較して男の死亡割合多き死因は呼吸器の疾患、傳染病及寄生蟲病、乳兒固有の疾患、外因死等であるが、男に比し女の死亡割合の多き死因は消化器の疾患、神経系及感覺器の疾患、泌尿生殖器の疾患及血行器の疾患等である。

アルコール中毒及其他の慢性中毒	總 數		死 亡 數	
	男	女	男	女
神經系及感覺器の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
血行器の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
呼吸器の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
消化器の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
泌尿生殖器の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
妊娠及産による疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
皮膚及皮下結締組織の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
骨及運動器の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
先天性畸形	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
乳兒固有の疾患	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
老衰	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
外因	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
不明の診断及不詳の原因	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

更に之を内地人及本島人別に観ると、内地人に在りては傳染病及寄生蟲病最も多く、總數の二九・一四%を占め、消化器の疾患の一五・〇三%、呼吸器の疾患の一三・五七%、神経系及感覺器の疾患の一〇・〇二%順次に亞ぎ、以下泌尿生殖器の疾患、外因死、乳兒固有の疾患、痛、其他の腫瘍、血行器の疾患、レウマチ性疾患、深層障害、内分泌

腺疾患及其他の全身病等で六〇・〇九一三・六五%である。本島人に在りては呼吸器の疾患最も多く、總數の三〇・〇七%を占め、傳染病及寄生蟲病の二三・七三%、消化器の疾患の一九・〇五%に亞ぎ、其他は六・〇〇%以下にして、乳兒固有の疾患、泌尿生殖器の疾患、神経系及感覺器の疾患等は五・九九一三・四〇%である。

内地人及本島人の死因

死因(大分類)	死亡数	
	内地人	本島人
傳染病及寄生蟲病	1,254	1,000
痛、其の他の腫瘍	1,283	1,086
血液及造血臓器の疾患	218	1,035
慢性中毒	1	101
血液及造血臓器の疾患	7	101
神經系及感覚器の疾患	10	101
血行器の疾患	217	101
呼吸器の疾患	1,010	1,010
消化器の疾患	1,010	1,010
泌尿生殖器の疾患	101	1,010
妊娠及産による疾患	101	1,010
皮膚及皮下結締組織の疾患	101	1,010
骨及運動器の疾患	101	1,010
先天性畸形	101	1,010
乳兒固有の疾患	101	1,010
老衰	101	1,010
不明の診断及不詳の原因	101	1,010

昭和十一年に於ける主なる死因を中分類別に観ると、肺炎の二二、一四〇最も多く、總数の二一・〇六%を占め、之に亞ぐは二歳未満の下痢及腸炎であるが、肺炎よりは著しく少く九、六五〇(九・一八%)にして、呼吸器結核の七、三九一(七・〇三%)、其の他の傳染病及寄生蟲病の六、〇四四(五・七五%)、氣管支炎の四、七六六(四・五三%)、腎臓炎の四、三九四(四・一八%)及先天性弱質の四、三四〇(四・一三%)順次に亞ぎ、二歳以上の下痢、腸炎及腸潰瘍、麻疹、其の他の消化器の疾患及マラリア等は比較的少數である。

主なる死因(中分類)	死亡数	
	内地人	本島人
肺炎	2,140	2,370
下痢及腸炎(二歳未満)	9,650	870
呼吸器結核(氣管支炎及氣管支の淋巴腺を含む)	7,391	703
其の他の傳染病及寄生蟲病	6,044	575
氣管支炎	4,766	453
先天性弱質(二歳未満)	4,340	418
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	3,394	370

死因(中分類)	死亡数	
	内地人	本島人
麻疹	358	370
其の他の消化器の疾患	358	370
マラリア	358	370
老衰	358	370
脳出血、脳栓塞及腦血栓	358	370
其の他の呼吸器の疾患(結核性を除く)	358	370
肋膜炎	358	370
不慮の傷害	358	370
痛、其の他の悪性腫瘍	358	370
其の他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)	358	370
腸潰瘍及敗血症(産によるものを除く)	358	370
不明の診断及不詳の原因	358	370

主なる死因に就て之を男女別に観ると女よりも男に多きは肺炎、呼吸器の結核、其の他の傳染病及寄生蟲病、先天性弱質、其の他の呼吸器の疾患、肋膜炎、不慮の傷害の順位であるが、男よりも女に多きは「二歳未満の下痢・腸炎」、腎臓炎、氣管支炎、「二歳以上の下痢・腸炎及腸潰瘍」、老衰、麻疹、其の他の消化器の疾患、マラリア、脳出血・脳栓塞及腦血栓、「痛、其の他の悪性腫瘍」等である。

第四章 死 亡

主なる死因(中分類)	死亡数	
	内地人	本島人
肺炎	2,140	2,370
下痢及腸炎(二歳未満)	9,650	870
呼吸器結核(氣管支炎及氣管支の淋巴腺を含む)	7,391	703
其の他の傳染病及寄生蟲病	6,044	575
氣管支炎	4,766	453
先天性弱質(二歳未満)	4,340	418
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	3,394	370
マラリア	358	370
老衰	358	370
脳出血、脳栓塞及腦血栓	358	370
其の他の呼吸器の疾患(結核性を除く)	358	370
肋膜炎	358	370
不慮の傷害	358	370
痛、其の他の悪性腫瘍	358	370
其の他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)	358	370
腸潰瘍及敗血症(産によるものを除く)	358	370
不明の診断及不詳の原因	358	370
其の他の結核	358	370

主なる死因(中分類)

死因	死亡数	總數中
肺	9,545	29.7%
下痢及腸炎(二歳未満)	4,968	16.2%
呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	3,919	12.7%
其の他の傳染病及寄生蟲病	3,420	11.2%
腎臟	3,350	11.0%
氣管支炎	3,326	10.9%
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	1,977	6.4%
先天性弱質(二歳未満)	1,968	6.4%
老衰	1,866	6.1%
其の他の消化器の疾患	1,759	5.7%
マラリア	1,680	5.5%
腦出血、腦栓塞及腦血栓	1,585	5.2%
其の他の呼吸の疾患(結核性を除く)	1,480	4.8%
痲疹、其の他の悪性腫瘍	877	2.8%
肋膜炎	777	2.5%
其の他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)	777	2.5%
腸毒症及敗血症(産によるものを除く)	555	1.8%
不明の診断及不詳の原因	555	1.8%
不慮の傷害	500	1.6%
慢性心臟内膜炎及心臟瓣膜の障害	500	1.6%

次に之を市部及郡支廳部に観ると、市部に於ては肺炎最も多く、總數の一八・八三%を占め、之に亞ぐは呼吸器の結核九・七八%、「二歳未満の下痢・腸炎」七・八九%、「痲疹六・四八%、腎臟炎四・三四%、「腦出血・腦栓塞及腦血栓」の四・〇%の順位である。郡支廳部に在りては市部に於けると同様に肺炎最も多く、總數の二一・四六%を占め、「二歳未満の下痢・腸炎」の九・四一%、呼吸器の結核の六・五五%、其の他の傳染病及寄生蟲病の六・〇九%、氣管支炎の四・八〇%、先天性弱質の四・二七%及腎臟炎の四・一五%順次に亞ぐ。次に市部に多きは呼吸器の結核、痲疹、「腦出血・腦栓塞及腦血栓」、痲疹、其の他の悪性腫瘍であり、郡支廳部に多きは肺炎、「二歳未満の下痢・腸炎」、其の他の傳染病及寄生蟲病、氣管支炎、「二歳以上の下痢・腸炎及腸潰瘍」、マラリア、其の他の消化器の疾患、老衰及其の他の呼吸器の疾患等である。

市部郡支廳部別主なる死因

主なる死因(中分類)

死因	死亡数		總數中	
	市部	郡支廳部	市部	郡支廳部
肺	10,876	16,974	30.8%	29.5%
痲疹	1,376	3,543	4.0%	11.0%
呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	1,277	2,642	3.6%	7.4%
其の他の傳染病及寄生蟲病	1,277	2,151	3.6%	5.8%
腎臟	1,176	1,176	3.3%	3.3%
氣管支炎	1,176	2,250	3.3%	6.4%
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	1,176	800	3.3%	2.3%
先天性弱質(二歳未満)	1,176	777	3.3%	2.1%
老衰	1,176	777	3.3%	2.1%
其の他の消化器の疾患	1,176	777	3.3%	2.1%
マラリア	1,176	777	3.3%	2.1%
腦出血、腦栓塞及腦血栓	1,176	777	3.3%	2.1%
其の他の呼吸の疾患(結核性を除く)	1,176	777	3.3%	2.1%
痲疹、其の他の悪性腫瘍	1,176	777	3.3%	2.1%
肋膜炎	1,176	777	3.3%	2.1%
其の他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)	1,176	777	3.3%	2.1%
腸毒症及敗血症(産によるものを除く)	1,176	777	3.3%	2.1%
不明の診断及不詳の原因	1,176	777	3.3%	2.1%
不慮の傷害	1,176	777	3.3%	2.1%
慢性心臟内膜炎及心臟瓣膜の障害	1,176	777	3.3%	2.1%

下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上) 3,543 11.0%
 其の他の消化器の疾患 1,759 5.7%
 腎臟 3,350 11.0%
 先天性弱質(二歳未満) 1,968 6.4%
 其の他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満) 777 2.5%
 老衰 1,866 6.1%
 不慮の傷害 500 1.6%
 不明の診断及不詳の原因 555 1.8%
 之を内地と比較すると、内地(昭和十年)に於ては人口萬に付腦出血・腦栓塞及腦血栓の一六・五四、肺炎の一五・一七、呼吸器の結核の一四・〇七、老衰の一・四四、先天性弱質の九・二九、二歳未満の下痢及腸炎の九・二八等である。本島に於ては肺炎の四一・七五、下痢及腸炎(二歳未満)の一八・二〇、呼吸器の結核の一三・九四、其の他の傳染病及寄生蟲病の一・四〇、氣管支炎の八・九九、腎臟炎の八・二九等である。本島に於て内地より多き死因は肺炎、下痢及腸炎、其の他の傳染病及寄生蟲病、氣管支炎、マラリア、痲疹等であるが、内地に於て本島より多き死因は「腦出血・腦栓塞及腦血栓」、腦膜炎(結核性を除く)、其の他の結

核、痛、其の他の悪性腫瘍、老衰等である。就中本島及内地の各最高位を占むるものに就き比較すれば肺炎に就ては本島は約三倍に近き高率を示してゐるが、之に反し腦出血、腦栓塞及腦血栓に就ては四・八五にして三分の一以下の低率を示してゐることは注目すべきである。

主なる死因(中分類)	死亡数		人口(萬に付)	
	本島	内地	本島	内地
呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	三、三六六	九、八六六	一、三三三	一、三三三
其の他の結核	七、九一七	一、四九〇	一、三三三	一、三三三
マラリア	九、七三三	一、八八一	一、三三三	一、三三三
其の他の傳染病及寄生蟲病	三、三三三	一、一〇一	一、三三三	一、三三三
痛、其の他の悪性腫瘍	一、三三三	一、一〇一	一、三三三	一、三三三
腦膜炎(結核性を除く)	一、三三三	一、一〇一	一、三三三	一、三三三
腦出血、腦栓塞及腦血栓	一、三三三	一、一〇一	一、三三三	一、三三三
氣管支炎	一、三三三	一、一〇一	一、三三三	一、三三三
肺炎	一、三三三	一、一〇一	一、三三三	一、三三三
下痢及腸炎(二歳未満)	一、三三三	一、一〇一	一、三三三	一、三三三
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一、三三三	一、一〇一	一、三三三	一、三三三
其の他の消化器の疾患	一、三三三	一、一〇一	一、三三三	一、三三三

更に之を内地人、本島人別に観ると内地人に在りては呼吸器の結核最も多く、總数の二二・三五%を占め、肺炎の八・七〇%、腦出血、腦栓塞及腦血栓の七・三一%、腎臓炎の五・四五%及二歳未満の下痢及腸炎の四・六〇%の順位である。本島人に在りては肺炎最も多く、即ち總数の二一・四二%を占め、之に亞ぐは二歳未満の下痢及腸炎の九・三一%、呼吸器の結核の六・八八%、其の他の傳染病及寄生蟲病の五・八六%、氣管支炎の四・六二%等である。之を最近五箇年に就て観ると内地人、本島人共に各順位は大體同様の傾向を示してゐる。内地人と本島人とを比較するに、本島人に於ては肺炎及二歳未満の下痢及腸炎極めて多く、之に反し内地人に於ては呼吸器の結核及腦出血、腦栓塞及腦血栓が多數を占めてゐることは内地に於ける内地人と酷似してゐる。

腎臓	先天性弱質(二歳未満)	老衰
本島	一、〇〇〇	一、〇〇〇
内地	一、〇〇〇	一、〇〇〇

主なる死因(中分類)	死亡数					内地人
	昭和七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	
呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	二、九一七	三、一〇一	三、二〇一	三、三〇一	三、四〇一	三、四〇一
其の他の結核	七、九一七	一、四九〇	一、四九〇	一、四九〇	一、四九〇	一、四九〇
マラリア	九、七三三	一、八八一	一、八八一	一、八八一	一、八八一	一、八八一
其の他の傳染病及寄生蟲病	三、三三三	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
痛、其の他の悪性腫瘍	一、三三三	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
腦膜炎(結核性を除く)	一、三三三	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
腦出血、腦栓塞及腦血栓	一、三三三	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
氣管支炎	一、三三三	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
肺炎	一、三三三	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
下痢及腸炎(二歳未満)	一、三三三	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一、三三三	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
其の他の消化器の疾患	一、三三三	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
腎臓	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
先天性弱質(二歳未満)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
老衰	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
自虐	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
不慮の傷害	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

主なる死因(中分類)

主なる死因(中分類)	死亡数				
	昭和七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	六四一	六三三	六七三	七〇三	六八三
(再掲)肺	六三〇	六二七	六七〇	七〇〇	六八〇
マラリア	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
その他の傳染病及寄生蟲病	五九〇	五九〇	五九〇	五九〇	五九〇
氣管支炎	四九三	四九三	四九三	四九三	四九三
(再掲)急慢性	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
肺	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
下痢及腸炎(二歳未満)	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五
その他の消化器の疾患	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
腎臓	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
先天性弱質(一歳未満)	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇

八 年齢別に觀たる主なる死因(中分類) 死亡者を一歳未満、一―四歳、五―一四歳、一五―二四歳、二五―四四歳、四五―五九歳及六〇歳以上に區分して觀ると、一歳未満に在りては其の最も多きは肺炎で、總数の二五・二五%を占め、下痢及腸炎の一七・六六%、其の他の傳染病及寄生

蟲病の一六・四七%、先天性弱質の一三・一〇%、氣管支炎の四・四九%、其の他の乳兒固有の疾患の四・一四%等が主なるものである。

一歳未満の乳兒死亡

主なる死因(中分類)	死亡数	總数中
肺炎	八三六	三三・二五
下痢及腸炎(二歳未満)	五八四	二一・七六
其の他の傳染病及寄生蟲病	四三三	一五・八三
先天性弱質(一歳未満)	四三三	一五・八三
氣管支炎	二七二	一〇・〇〇
その他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)	一三三	四・八三
麻疹	八三	三・〇〇
微毒	五九	二・一六
腸毒症及敗血症によるものを含む	五九	二・一六
早産	五〇	一・八三
百日咳	三三	一・二二
不明の診断及不詳の原因	三三	一・二二

一―四歳に於て其の最も多きは肺炎にして、總数の二九・六三%を占め、二歳未満の下痢及腸炎の一七・五三%、麻疹の一・六六%、二歳以上の下痢・腸炎及腸潰瘍の六・八二%、其の他の消化器の疾患の六・三六%、氣管支炎の三・八一%等順次に並んでゐる。

一―四歳

主なる死因(中分類)	死亡数	總数中
肺炎	六三六	二四・六〇
下痢及腸炎(二歳未満)	三〇三	一七・五三
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	二六六	一〇・〇〇
其の他の消化器の疾患	一四九	六・三六
氣管支炎	一三三	五・八三
マラリア	九七	四・一六
腎臓	六二	二・二二
肋膜炎	五五	二・一六
不慮の傷	四三	一・六六
呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	三三	一・二二
その他の呼吸器の疾患(結核性を除く)	三三	一・二二

五―一四歳に在りては肺炎最も多く、總数の二四・六〇%を占め、マラリアの一〇・三九%に並ぎ、以下腎臓炎の七・四一%、二歳以上の下痢・腸炎及腸潰瘍の七・一六%、不慮の傷害の六・二五%、其の他の消化器の疾患の五・一六%等の順位である。

五十一四歳

主な死因(中分類)	死亡数	総数中
肺 炎	二九六	三三〇
マ ー リ ン 症	二五五	三〇九
腎 臓 炎	二〇〇	二七二
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一八八	二七二
不慮の傷害	一五二	二七二
其の他の消化器の疾患	一五一	二七二
麻痺	一〇五	二七二
呼吸器の結核(気管及気管支のリンパ腺を含む)	九七	二七二
肋膜炎	九三	二七二
気管支炎	八三	二七二
其の他の傳染病及寄生蟲病	七二	二七二
腸 樣 突 起 炎	六六	二七二
其の他の結核	六一	二七二
腸 痔 症 及 敗 血 症 (産によるものを除く)	五九	二七二
腸 チ フ ス	五八	二七二
慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害	五七	二七二
脱腸 及 腸 管 閉 塞	五五	二七二
不明の診断及不詳の原因	五三	二七二
寄生原蟲及寄生蠕蟲(ヘルミントス)による疾患	四五	二七二
其の他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)	四三	二七二

一五二四歳に在りては最も多きは同じく肺炎にして、總数の一七・二二%を占め、呼吸器の結核の一四・九五%、マラリアの七・八四%、自殺の五・七八%、腎臓炎の五・四九%、不慮の傷害の四・六五%等の順位である。

一五二四歳

主な死因(中分類)	死亡数	総数中
肺 炎	八六	一七三
呼吸器の結核(気管及気管支のリンパ腺を含む)	七九	一七三
マ ー リ ン 症	四八	一四八
腎 臓 炎	四二	一四八
不慮の傷害	三九	一四八
其の他の消化器の疾患	三六	一四八
腸 樣 突 起 炎	三三	一四八
其の他の結核	三二	一四八
腸 痔 症 及 敗 血 症 (産によるものを除く)	二七	一四八
腸 チ フ ス	二六	一四八
慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害	二五	一四八
脱腸 及 腸 管 閉 塞	二四	一四八
不明の診断及不詳の原因	二二	一四八
寄生原蟲及寄生蠕蟲(ヘルミントス)による疾患	一八	一四八
其の他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)	一七	一四八

慢性心臓内膜炎心臓瓣膜の障害、不明の診断及不詳の原因、妊娠中毒(蛋白尿、子癇等)其の他の傳染病及寄生蟲病
二五一四歳に在りては呼吸器の結核第一にして、總数の一八・九八%を占め、肺炎の一七・三六%、腎臓炎の六・四一%、マラリアの五・七二%、下痢及腸炎の三・七八%等が主なるものである。

二五一四歳

主な死因(中分類)	死亡数	総数中
呼吸器の結核(気管及気管支のリンパ腺を含む)	二九七	一六九
肺 炎	二五五	一六九
腎 臓 炎	一七九	一六九
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一五二	一六九
不慮の傷害	一三三	一六九
其の他の消化器の疾患	一二五	一六九
肋膜炎	一一八	一六九
自 殺	一〇五	一六九
其の他の呼吸器の疾患(結核性を除く)	九七	一六九
気管支炎	八三	一六九
其の他の悪性腫瘍	七二	一六九

第四章 死 亡

其の他の結核、腦出血、腦梗塞及腦血栓、産による出血、其の他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)、痔、腸炎、胃及十二指腸の潰瘍、腸 樣 突 起 炎、腸 チ フ ス、慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害、腸痔症及敗血症(産によるものを除く)、不明の診断及不詳の原因
四五九五歳に在りては呼吸器の結核最も多く、即ち總数の一七・五八%を占め、肺炎の一五・三八%、腎臓炎の七・九二%、腦出血・腦梗塞及腦血栓の五・九四%、腎臓炎の七・九二%、腦出血・腦梗塞及腦血栓の五・九四%、腎臓炎の七・九二%、氣管支炎の四・八五%、下痢及腸炎の四・六〇%、其の他の消化器の疾患の三・六四%の順位である。

四五九五歳

主な死因(中分類)	死亡数	総数中
呼吸器の結核(気管及気管支のリンパ腺を含む)	二九七	一六九
肺 炎	二五五	一六九

腎	九七	七五
腦出血、腦栓塞及腦血栓	七七	五九
痲疹、其の他の悪性腫瘍	七三	五八
其の他の呼吸器の疾患(結核性を除く)	五七	五七
氣管支炎	五五	五五
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	五五	四六
其の他の消化器の疾患	五三	四六
胃及十二指腸の潰瘍	三三	三六
慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害	三三	二九
肋膜炎	三三	二九
自不明の診断及不詳の原因	一八	二九
其の他の結核	一八	二九
不慮の傷害	一七	二九
肝硬變	一五	二六
其の他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)	一五	二六

六〇歳以上	七四	
主なる死因(中分類)	死亡数	總數百中
老衰	二八	七六
腦出血、腦栓塞及腦血栓	二五	九八
呼吸器の結核(氣管支炎及氣管支の淋巴腺を含む)	二四	九八
氣管支炎	二四	九五
腎臓炎	二四	八五
肺	二二	八五
其の他の呼吸器の疾患(結核性を除く)	一九	七七
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一八	六九
痲疹、其の他の悪性腫瘍	一八	六九
其の他の消化器の疾患	一八	六八
慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害	一七	三三
其の他の心臓の疾患	一七	三三
不明の診断及不詳原因	一六	三三

以上を概観するに肺炎は二四歳以下の各階級に於ては常に第一位を占め、二五―五九歳に於ては呼吸器の結核が最も多く、肺炎之に亞ぎ、更に六〇歳以上に於ては各疾病に比し老衰の割合が極めて高率を示してゐる。

六〇歳以上に就て観ると老衰一七・八八%を占め、以下腦出血・腦栓塞及腦血栓の九・八六%、呼吸器の結核の九・二五%、氣管支炎の八・五四%、腎臓炎の八・二五%、肺炎の七・八七%、其の他の呼吸器の疾患(結核性を除く)の六・二四%、下痢・腸炎及腸潰瘍の五・九四%の順位である。

第五章 人口の自然増加

一 人口の自然増加 昭和十一年に於ける出生死亡の差増は二二六・七七五を算し、一日平均三四六、人口の自然増加率、即ち人口に對する割合は二三・九一%に該る。之を前年に比較すると實數に於て一、三六三を減じ、割合に於ても〇・八七%の減少を示してゐる。

自然増加数を既往に就て観ると左表の如くであるが、毎十箇年平均及其の自然増加率は明治四十一―大正五年は三八、八八六(一一・七九%)、大正六―昭和元年は五七、三三八(一一・二七%)にして、最近の昭和二十一年は一一三、〇七五(二三・八五%)である。之を累年に就て観ると大正九年迄は一高一低にして、同十年より急増し、昭和元年には一躍二一・六五%となり、同五年には二五・五八%の最高率を示し、爾後稍々減じたるも昭和年代に於ては略々定型的傾向を辿つてゐる。

第五章 人口の自然増加

年次	總數	人口千に付
明治三十九年	一六四七	五七
同 四十年	二二〇	六〇
同 四十一年	三二六	六七
同 四十二年	元五四	九七
同 四十三年	四三三	一〇三
同 四十四年	五九四	一五八
大正元年	五五〇	一六七
同 二年	五四七	一六〇
同 三年	四六六	一四三
同 四年	三二五	八七
同 五年	三二五	八七
平均	三八六	一一九
大正六年	三三三	一〇九
同 七年	三三三	一〇九
同 八年	四二〇	一三〇
同 九年	七八〇	二五五
同 十年	七三〇	二四〇
同 十一年	六〇三	一七九
同 十二年	六〇三	一八〇
同 十三年	七五	一七二

昭和十一年臺灣人口動態統計記述編

同十四年	六四七	一七〇
昭和元年	六九五	三六
平均	五三六	三三七
昭和二年	六九七	三三
同三年	九四七	三三
同四年	一〇〇四	三三
同五年	一〇六六	三五
同六年	一五五	三五
同七年	一四三	三五
同八年	一四〇	三五
同九年	一三六	三五
同十年	一三三	三五
同十一年	一三〇	三五
平均	一三〇	三五

更に之を内地人及本島人別に観ると、内地人に在りては四、九六三（二七・六〇%）、本島人に在りては二、一八一（二二・二六%）であり、内地人に比して遙かに高率である。之を最近十箇年に就て観ると、内地人に在りては一七、三〇一（二〇・五八%）、本島人に在りては二、三九一（二・九九%）を示してゐる。

更に之を累年に就て観ると内地人に在りては昭和七年の

二〇・五八%を最高とし、爾後遞減の傾向に在り、本島人は昭和五年の二五・九九%を最高とし、以後稍々低下を示してゐるが、各年共常に高率にして其の差は一・五二七・九七%の間にある。

内地人及本島人の自然増加

年次	自然増加数		人口千に付	
	内地人	本島人	内地人	本島人
昭和二年	四〇三	六五七	一九一	三三
同三年	四三六	六七九	一九七	三三
同四年	四八八	七〇七	二〇三	三三
同五年	五三七	七三〇	二一〇	三三
同六年	五七〇	七五三	二一七	三三
同七年	五二四	七二六	二一〇	三三
同八年	五三三	七三三	二一三	三三
同九年	五三九	七三九	二一四	三三
同十年	五三〇	七三〇	二一三	三三
同十一年	四八三	六八三	二〇七	三三

之を州廳別に観ると臺中の二七・一六%最も高く、臺南の二六・六七%、高雄の二五・四二%之に亞ぎ、孰も全島平均二・三九一%を超え、以下新竹の二三・二五%、澎湖の二〇・九

三%、花蓮港の一八・四六%、臺東の二七・二二%の順位にして、最低は臺北の一七・〇三%である。次に之を前年に比較すると新竹及臺中は増加し、其の他は減少を示してゐるが、殊に澎湖及花蓮港の二廳は著しき減少を示してゐる。市部及郡支廳部に於ては、市部は一九・〇二%、郡支廳部は二四・八六%にして、郡支廳部に比し市部は著しき低率であり、更に之を前年に比すれば孰も稍々減少してゐる。

州廳	自然増加数		人口千に付	
	昭和十年	昭和十一年	昭和十年	昭和十一年
總數	三六三六	三六七三	一四六	一四九
臺北州	一〇七六	一〇七三	四三	四三
新竹州	一六四六	一七〇一	六六	六九
臺中州	一六三六	一五五二	六五	六二
臺南州	一四七二	一四三二	五九	五七
高雄州	一八〇〇	一八三六	七三	七五
臺東廳	一五二	一五五	六	六
花蓮港廳	一三三	一三三	五	五
澎湖廳	一七三	一七三	七	七
市部	一七三三	一六八八	七〇	六八
郡支廳部	一九〇三	一九八五	七六	八一

第五章 人口の自然増加

二 男女別人口自然増加 男女別に就て観ると、男は六二、九三三、女は六三、八四二にして、女百に付男は九八・六である。之を最近十箇年に就て観ると、女は男よりも常に多く、即ち九六・九一〇・〇である。之を内地の昭和十年と比較すると、女百に付男は一〇一・九で男は女よりも多く、最近十箇年に就て観ると九九・五一〇・三八にして、昭和九年の九九・五を除いては各年共男は女よりも多く、本島と反對の現象を示してゐることは注目すべき現象である。

年次	本島		内地	
	男	女	男	女
昭和二年	四一五	四〇三	四一五	四〇三
同三年	四三三	四二二	四三三	四二二
同四年	四五〇	四三九	四五〇	四三九
同五年	四六七	四五六	四六七	四五五
同六年	四八四	四七三	四八四	四七二
同七年	五〇一	四九〇	五〇一	四八九
同八年	五一八	五〇七	五一八	五〇〇
同九年	五三五	五二四	五三五	五二一
同十年	五五二	五三一	五五二	五二八
同十一年	五五九	五三九	五五九	五三九

第六章 轉 住

轉住は内地人のみに限り本島と島外との移動に就き調査したるものである。

一 轉住數 昭和十一年に於ける轉入は二二、四七六、人口に對する割合は七九・七〇%、轉出は一五、八六二、五六・二五%に該り、轉入轉出の差増は六、六一四、二三・四五%であるが、之を前年に比較すると四、〇九一、一四・一〇%の増加を示してゐる。轉入に就て觀ると、既往毎十箇年平均及人口千に付ての割合は明治四十一大正五年に於ては二〇、一四六(一七七・一八%)、大正六―昭和元年は一九、四二七(一三三・一三%)、昭和二十一年は二〇、八七二(八五・七二%)である。累年の率に就て觀ると、年に依り多少の高低はあるが、逐年減少の傾向を辿つてゐる。轉出に在りては明治四十一大正五年は二三、八八二(一一・〇九%)、大正六―昭和元年は一九、一九四(一一・

七七%)、昭和二十一年は一六、九六九(八五・七二%)にして、累年に就て觀ると轉入の場合と同じく年に依り多少の高低はあるが、逐年減少の傾向を示し、殊に昭和年代に於ける減少振りは著しきものがある。

轉入と轉出との差を觀ると明治四十一大正五年は六、二六四(五五・〇九%)で轉入多く、大正六―昭和元年の間に於ては大正七―同十年及昭和元年に於て轉入多く、其の他の年に於ては之に反し少く、昭和二十一年は三、九六六(二六・二九%)にして轉入多く、之を累年に就て觀ると轉入轉出の差は年に依り著しく異つてゐる。

年 次	人口千に付	
	轉入	轉出
明治三十九年	二、四〇〇	一、九三三
同 四十年	三、三〇〇	二、七五七
同 四十一年	二、五二六	二、五五七
同 四十二年	二、四七二	二、四九七
同 四十三年	二、七〇五	二、二九九

同 十四年	三、三三三	二、〇二七
大正元年	三、三三三	二、〇二七
同 二年	三、三三三	二、〇二七
同 三年	三、三三三	二、〇二七
同 四年	三、三三三	二、〇二七
同 五年	三、三三三	二、〇二七
平均	三、三三三	二、〇二七
大正六年	三、三三三	二、〇二七
同 七年	三、三三三	二、〇二七
同 八年	三、三三三	二、〇二七
同 九年	三、三三三	二、〇二七
同 十年	三、三三三	二、〇二七
同 十一年	三、三三三	二、〇二七
同 十二年	三、三三三	二、〇二七
同 十三年	三、三三三	二、〇二七
同 十四年	三、三三三	二、〇二七
昭和元年	三、三三三	二、〇二七
平均	三、三三三	二、〇二七
昭和二年	三、三三三	二、〇二七
同 三年	三、三三三	二、〇二七
同 四年	三、三三三	二、〇二七
同 五年	三、三三三	二、〇二七
同 六年	三、三三三	二、〇二七

二 轉住者の體性 轉住者を男女別に觀ると、轉入に在りては男一一、七五八、女一〇、七二八にして、女百に付男は一〇九・七、轉出に在りては男八、〇三七、女七、八二五、女百に付男は一〇二・七に該る。之を最近十箇年に就て觀ると、男は常に女よりも多く、而も轉入、轉出共女百に付男の割合は逐年減少してゐる。

年 次	轉入		轉出	
	男	女	男	女
昭和二年	七、七〇一	六、七〇一	六、七〇一	六、七〇一
同 三年	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇
同 四年	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇
同 五年	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇
同 六年	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇

比し遙かに高率を示してゐる。各年齢級の占むる割合を比較するに、三〇歳以下に在りては五十一四歳に於て轉出稍々高きも、其の他は孰も低く、三〇歳以上の各年齢に於ては七〇歳以上を除き他は悉く轉出が高率を示してゐる。

年齢級別轉入轉出

年 齡	轉 住 者		總 數 占 中	
	轉 入	轉 出	轉 入	轉 出
〇—四 歳	三,四三六	三,五三三	100.00	100.00
五—九 歳	三,五三三	三,四三六	100.00	100.00
一〇—一四 歳	二,五三三	二,四三六	100.00	100.00
一五—一九 歳	三,三三三	三,二三六	100.00	100.00
二〇—二四 歳	三,三三三	三,二三六	100.00	100.00
二五—二九 歳	三,三三三	三,二三六	100.00	100.00
三〇—三四 歳	二,三三三	二,二三六	100.00	100.00
三五—三九 歳	一,三三三	一,二三六	100.00	100.00
四〇—四四 歳	一,三三三	一,二三六	100.00	100.00
四五—四九 歳	一,三三三	一,二三六	100.00	100.00
五〇—五四 歳	一,三三三	一,二三六	100.00	100.00
五五—五九 歳	一,三三三	一,二三六	100.00	100.00

三 轉住者の年齢 轉住者の年齢を五歳毎に視ると、轉入に在りては二〇—二四歳最も多く、總數の二三・四三%を占め、二五—二九歳の二四・七七%、五十一九歳の二四・七五%、〇—四歳の二一・七%、三〇—三四歳の八・〇五%にして、其他は僅少にして〇・六四—六・七九%である。

轉出に在りては二〇—二四歳最も多く、總數の二〇・二五%を占め、二五—二九歳の一三・八一%、一五—一九歳の二・四七%、〇—四歳の九・七二%、五十一九歳の八・四二%、三〇—三四歳の八・三七%にして、其他は〇・六一—七・一%である。之を要するに〇—二九歳までの者が轉入總數の七六・九一%及轉出總數の七一・六八%を占めてゐる。以上依り三〇歳以上の轉出者の占むる割合は二八・三三%、轉入者の占むる割合は二三・〇九%にして、轉出は轉入に

六〇—六四 歳	三三	三六	〇・九八	一・三三
六五—六九 歳	二五	二七	〇・六四	〇・六八
七〇歳以上	七	七	〇・二一	〇・二一

附
録

一 人口動態報告規程

(昭和十年七月二十日
訓令第四十八號)

第一條 人口動態報告ハ婚姻(婚養子縁組ヲ含ム)、離婚(婚養子縁組ノ離縁ヲ含ム)、出生(棄兒及就籍ヲ含ム)、死産、死亡(失踪ヲ含ム)及轉住ノ六種トス
轉住ハ臺灣ヨリ臺灣外へ轉出シタルモノ及臺灣外ヨリ臺灣へ轉入シタルモノニ限ル

第二條 人口動態報告ハ別記様式ノ小票ヲ用ヒ郡役所、警察署、警察分署、支廳又ハ戸口ニ關スル事務ヲ管掌スル警部若ハ警部補ノ駐在スル郡警察課分室、警察官吏派出所若ハ同駐在所(以下單ニ小票取扱官署ト稱ス)ヲシテ之ヲ取扱ハシム
第三條 小票取扱官署ニ於テハ其ノ管轄區域内ニ於ケル現住者ノ第一條ニ掲グル事項ニ關スル届書其ノ他ノ書類ニ依リ小票所定ノ事項ヲ記入スベシ
第四條 小票取扱官署ニ於テ毎月記入シタル小票ハ別記様

式ノ送致目錄ヲ添附シ翌月十五日迄ニ之ヲ臺灣總督府ニ發送スベシ

第五條 小票取扱官署ノ管轄區域ニ變更アリタルトハ戸口ニ關スル簿冊又ハ其ノ書類ノ引繼ヲ受ケタル小票取扱官署ニ於テ此ノ規程ノ報告ヲ爲スベシ

第六條 人口動態報告ニ關シテハ臺灣總督府ト小票取扱官署トノ間ニ直接往復スルモノトス
第七條 知事又ハ廳長ハ隨時監督員ヲ派遣シ此ノ規程實施ノ狀況ヲ監視セシムベシ

附 則

本令ハ昭和十年八月一日ヨリ之ヲ適用ス

附 錄 人口動態報告規程

二 職業分類 (昭和六年十月二十七日 總務長官通牒)

大分類	中分類	小分類
一 農業	一 農耕ニ従事スル者	一 農耕業主
		二 農業管理人、職員
		三 作男、作女
		四 其ノ他ノ農業勞務者
		五 農業手助
		六 造園師、植木職
		七 其ノ他ノ農耕ニ従事スル者
		八 養畜業主
		九 搾乳業主
		一〇 牧場管理人、職員
		一一 收夫、畜産勞務者
		一二 畜産手助
		一三 養蠶業主
		一四 蠶種製造業主
一五 蠶業技術者、職員		
一六 蠶業手助		
一七 蠶業手助		
一八 森林業主		
二 畜産ニ従事スル者	二 畜産ニ従事スル者	一 水産業
		二 漁業ニ従事スル者
		三 林産物業主
		四 林業管理人、職員
		五 森林業勞務者
		六 炭燒夫
		七 伐木夫
		八 其ノ他ノ林産物業ニ従事スル勞務者
		九 漁業技術者、職員
		一〇 漁業勞務者
三 蠶業ニ従事スル者	三 蠶業ニ従事スル者	一 炭燒業主
		二 炭燒手助
		三 漁業技術者、職員
		四 漁業勞務者
		五 炭燒手助
		六 炭燒業主
		七 採炭技術者、職員、監督
		八 採炭手助
四 林業ニ従事スル者	四 林業ニ従事スル者	一 採炭夫(坑内)
		二 後山
		三 運炭夫(坑内)
		四 支柱夫
		五 其ノ他ノ坑内採炭勞務者
		六 運炭夫

大分類	中分類	小分類
四 工業	四 工業	一 採鑛ニ従事スル者
		二 鑛山業主
		三 鑛山技術者、職員、監督
		四 坑内勞務者
		五 坑外勞務者
		六 石油鑛業主
		七 石油技術者、職員、監督
		八 石油鑛業主
		九 鑛井夫、汲油夫
		一〇 其ノ他ノ油田勞務者
		一一 石油採取業主
		一二 石油採取夫
		一三 石油採取夫
		一四 其ノ他ノ石油採取ニ従事スル者
		一五 鑛業主、石油加工工業主
		一六 鑛業、石油加工技術者、職員、監督
		一七 原料工
		一八 成型工
		一九 燒成工
		二〇 硝子管解工
二一 硝子吹工		
二二 硝子成型工、加工工		
二三 繪附工		
二 金屬工業	二 金屬工業	一 軸施工
		二 仕上工
		三 石細工師
		四 煉瓦、瓦製造職
		五 其ノ他ノ鑛業、石油加工ニ従事スル勞務者
		六 金屬工業、機械器具製造、造船、運輸用具製造業主
		七 金屬工業、機械器具製造、造船、運輸用具製造業職員
		八 船、運輸用具製造業職員
		九 精鍊技術者、監督
		一〇 造船、機械技術者、監督
		一一 其ノ他ノ技術者、監督
		一二 精鍊工
		一三 壓延工、伸張工
		一四 箔打職、金粉職
		一五 錫力職、銅工
		一六 金屬彫刻工
		一七 釘、鋸、針製造工
		一八 針金細工職
一九 鍛冶職、鍛治工		
二〇 鐵工(下單ニ申告シタル者)		
二一 日立職、刃物研職		
二二 充調賃工		

附錄 職業分類



三 精工工業 ニ從事スル者	〇 鑄物師、鑄造工	三 化學製品 ノ製造スルニ 從事スル者	〇〇三 精巧工業技術者、職員
	△ 鑄掛職		〇〇四 度量衡器、計測器、科學的機 械器具製造工
	△ 旋盤工		〇〇五 時計製造工
	△ プレス工		〇〇六 貴金屬細工職、寶石加工職、 樂器製造工
	△ 機械工(下單ニ申告)		〇〇七 化學製品製造業主
	△ 穿孔工、鉋打工、墳隙工		〇〇八 化學工業技術者、職員、監督 者、發火物ノ製造ニ從事スル勞務 者
	△ 製鐵工、鑄鐵工		〇〇九 動物油油脂、木蠟製造工、精 製工
	△ 鍛接工		〇一〇 化學的工工程ニ從(他ニ分類セ 事スル勞務者(ラレザル者)
	△ 鍛木工		〇一一 護謄成型工
	△ 鋼具工		〇一二 セルロイド成型工
	△ 鍍金工、着色工		〇一三 其ノ他ノ化學製品製造ニ從事 スル勞務者
	△ 仕上工、組立工、調整工	四 紡績工業 ニ從事スル 者	〇一四 製絲業主
	△ 検査工、試験工、實驗工		〇一五 紡績業主
	△ 自動車製造工		〇一六 織物業主
	△ 蓄電池製造工		〇一七 其ノ他ノ紡績、紡績品製造業 主
	△ 乾電池製造工		〇一八 紡績、紡績品製造技術者、職 員、監督者、深繭工、煮繭工
	△ コイル捲工		〇一九 製絲工
	△ 綴絲工		〇二〇 繰返工
	△ 機械器具裝置工		
	△ 其ノ他ノ金屬工業、機械器具 製造、造船、漁業用具製造ニ 從事スル勞務者		
	△ 精巧工業主		

三三 眞綿工	三五 原毛工	三六 製麻工	三七 混綿工、打綿工、製綿工	三九 組紡工	四〇 精紡工	四一 瓦斯燒工	四二 絕染工、絲返工	四三 検査工	四四 結束工	四五 機械準備工	四六 機械工	四七 麻絲織	四八 綴絲工	四九 刺繡職	五〇 編工、組工	五一 漂白工、精練工	五二 染色工、捺染工	五三 織布仕上工	五四 洗張職、洗滌職	五五 製網工、製網工(藥品ラ 含マズ)	五六 紙工業、 印刷ニ從 事スル者	五七 被服、身 製品製造 ニ從事スル 者	五八 其ノ他ノ紡績、紡績品製造ニ 從事スル勞務者	五九 被服裁縫業主	六〇 身製品製造業主	六一 被服、身製品製造技術者、職員	六二 裁縫工、裁縫工	六三 フェルト帽製造工	六四 麥稈帽、パナマ帽製造工	六五 其ノ他ノ帽子製造工	六六 袋物製造工	六七 扇子、團扇製造職	六八 提燈、傘、合羽職	六九 洋傘組立工	七〇 下駄職	七一 草履、履物表、鼻緒製造職	七二 靴製造工(讓談靴)	七三 其ノ他ノ被服、身製品製造ニ 從事スル勞務者	七四 紙、紙料製造業主	七五 紙製品製造業主	七六 製版、印刷業主	七七 寫真師	七八 襪具師	七九 製木職
--------	--------	--------	----------------	--------	--------	---------	------------	--------	--------	----------	--------	--------	--------	--------	----------	------------	------------	----------	------------	------------------------	-------------------------	-------------------------------	-----------------------------	-----------	------------	-------------------	------------	-------------	----------------	--------------	----------	-------------	-------------	----------	--------	-----------------	--------------	-----------------------------	-------------	------------	------------	--------	--------	--------

六 木竹草蓆類ニ關スル製造者 從事スルニ 事スルニ 製造者	一六	製版、印刷技術者、職員
	一七	紙料製造工、紙料調成工
	一八	抄紙工
	一九	紙函製造工
	二〇	紙ノ他ノ紙、紙料、紙製品製造ニ從事スル事務者
	二一	活字鑄造工
	二二	文選工、植字工
	二三	製版工
	二四	印刷工
	二五	其ノ他ノ製版、印刷ニ從事スル事務者
七 皮革、骨、羽毛製品類ニ從事スル製造者 製造者 製造者	二六	皮革、骨、羽毛製品製造業主
	二七	骨、角、甲、羽毛製品製造業主
	二八	製革技術者、職員
	二九	製革工
	三〇	擬革製造工
	三一	皮革品、擬革品製造工
	三二	骨、角、甲、貝類細工職
	三三	刷毛、其ノ他ノ羽毛品類製造工
	三四	製材、合板製造業主
	三五	其ノ他ノ木竹草蓆類ニ關スル製造業主
八 皮革、骨、羽毛製品類ニ從事スル製造者 製造者 製造者	三六	合板製造工
	三七	屋根板製造工
	三八	建具職、家具職、指物職
	三九	樽職、桶職
	四〇	木箱製造工
	四一	木地職、轉轆工
	四二	曲物職
	四三	木型工
	四四	漆工、蒔繪師
	四五	車大工、船大工
九 飲食料品製造者 製造者 製造者	四六	木工(下單ニ申告シタル者)
	四七	疊表、蕙、蕙蔴織職
	四八	疊職
	四九	箆、籠、行李類製造職
	五〇	竹細工職
	五一	其ノ他ノ木竹草蓆類ニ關スル製造ニ從事スル者
	五二	製鹽業主、職員
	五三	鹽田勞務者
	五四	精穀、製粉、澱粉製造業主
	五五	麵類、麩、湯葉、豆腐、茹葉、味噌、醬油、酢釀造業主

一〇 酒類釀造業主 製造業主	三〇	酒類釀造業主
	三一	菓子、麵類、水飴製造業主
	三二	製茶業主
	三三	其ノ他ノ飲食料品、嗜好品製造業主
	三四	砂糖類製造技術者、職員
	三五	釀造技術者、職員
	三六	其ノ他ノ飲食料品、嗜好品製造技術者、職員
	三七	精穀工、製粉工、澱粉製造工
	三八	麵類、麩製造工
	三九	豆腐、湯葉、茹葉製造工
一一 菓子、麵類、水飴製造業主 製造業主	四〇	菓子、麵類、水飴製造工
	四一	製糖工
	四二	麵製造工
	四三	味噌、醬油、酢釀造工
	四四	和酒釀造工
	四五	其ノ他ノ酒類含有飲料釀造工
	四六	清涼飲料製造工
	四七	罐詰、罐詰工
	四八	魚介類、肉、蔬菜、果實製加工品製造工
	四九	製茶工
一二 菓子、麵類、水飴製造業主 製造業主	五〇	菓子、麵類、水飴製造工
	五一	製糖工
	五二	麵製造工
	五三	味噌、醬油、酢釀造工
	五四	和酒釀造工
	五五	其ノ他ノ酒類含有飲料釀造工
	五六	清涼飲料製造工
	五七	罐詰、罐詰工
	五八	魚介類、肉、蔬菜、果實製加工品製造工
	五九	製茶工
一三 菓子、麵類、水飴製造業主 製造業主	六〇	菓子、麵類、水飴製造工
	六一	製糖工
	六二	麵製造工
	六三	味噌、醬油、酢釀造工
	六四	和酒釀造工
	六五	其ノ他ノ酒類含有飲料釀造工
	六六	清涼飲料製造工
	六七	罐詰、罐詰工
	六八	魚介類、肉、蔬菜、果實製加工品製造工
	六九	製茶工
一四 菓子、麵類、水飴製造業主 製造業主	七〇	菓子、麵類、水飴製造工
	七一	製糖工
	七二	麵製造工
	七三	味噌、醬油、酢釀造工
	七四	和酒釀造工
	七五	其ノ他ノ酒類含有飲料釀造工
	七六	清涼飲料製造工
	七七	罐詰、罐詰工
	七八	魚介類、肉、蔬菜、果實製加工品製造工
	七九	製茶工
一五 菓子、麵類、水飴製造業主 製造業主	八〇	菓子、麵類、水飴製造工
	八一	製糖工
	八二	麵製造工
	八三	味噌、醬油、酢釀造工
	八四	和酒釀造工
	八五	其ノ他ノ酒類含有飲料釀造工
	八六	清涼飲料製造工
	八七	罐詰、罐詰工
	八八	魚介類、肉、蔬菜、果實製加工品製造工
	八九	製茶工
一六 菓子、麵類、水飴製造業主 製造業主	九〇	菓子、麵類、水飴製造工
	九一	製糖工
	九二	麵製造工
	九三	味噌、醬油、酢釀造工
	九四	和酒釀造工
	九五	其ノ他ノ酒類含有飲料釀造工
	九六	清涼飲料製造工
	九七	罐詰、罐詰工
	九八	魚介類、肉、蔬菜、果實製加工品製造工
	九九	製茶工

三五四	印刷師	三六九	保險代理業者、保險勸誘員 其ノ他ノ金融、保險ニ従事スル者
三五五	文房具、玩具(他ニ分類セ)	三七〇	旅館業主、下宿業主
三五六	遊藝品製造工(ラレザル者)	三七一	料理店、飲食店、貸席業、置屋業
三五七	造花師、印刷職	三七二	旅館、料理店、飲食店、貸席業ノ番頭、客引
三五八	塗工(漆工)	三七三	料理人
三五九	製陶工	三七四	藝妓
三六〇	選別工	三七五	娼妓
三六一	機械運轉工、機關工、火夫、注油夫、發送工、包装工	三七六	旅館、下宿屋、料理店、飲食店等ノ女中、給仕人
三六二	荷造工、工業的職業	三七七	浴場業主、使用人
三六三	物品販賣業主	三七八	理髮師、髮結、美容師
三六四	仲買人、周旋人	三七九	鐵道、軌道業主
三六五	興行主、娛樂場經營主	三八〇	自動車業主
三六六	其ノ他ノ商業業主	三八一	船舶運輸業主
三六七	店員、賣子	三八二	運貨取扱業主
三六八	商業手助	三八三	其ノ他ノ運輸業主
三六九	注文取、外交員	三八四	驛長、助役
三七〇	集金人	三八五	出札係、改札係
三七一	商店(茶店等)含ム商人、行商人、呼賣商人	三八六	貨物係、小荷物係
三七二	其ノ他ノ商業的職業	三八七	驛手
三七三	銀行家、信託業主、保險業主	三八八	操車係、連結手、轉轍手、信車掌
三七四	貸金業主、質屋業主		
三七五	其ノ他ノ金融業主		

三六	機關車機關手、機關助手	三九〇	神官、神職
三六七	電車運轉手	三九一	官吏(他ニ分類セ)
三六八	自動車運轉手	三九二	官吏(ラレザル者)
三六九	船長	三九三	官吏(他ニ分類セ)
三七〇	船舶運轉士	三九四	官公ノ雇員(他ニ分類セ)
三七一	船舶機關長、機關士	三九五	陸軍現役將校、同相尋官、准士官
三七二	船舶事務長、事務員	三九六	陸軍現役下士官、兵
三七三	舵夫、水夫	三九七	海軍現役下士官、特務士官、准士官
三七四	船舶油差、火夫、石炭夫	三九八	海軍現役下士官、兵
三七五	舟夫	三九九	辯護士、辯理士
三七六	航空機乗員	四〇〇	其ノ他ノ法務ニ従事スル者
三七七	人力車夫	四〇一	學校長、教職員
三七八	荷車挽、馬方	四〇二	其ノ他ノ教育ニ従事スル者
三七九	仲仕、荷扱夫、運搬夫	四〇三	神道教師
三八〇	配達人	四〇四	僧侶
三八一	其ノ他ノ運輸ニ従事スル者	四〇五	牧師
三八二	通信業主、職員	四〇六	其ノ他ノ宗教家
三八三	電信通信員		
三八四	無線電信通信員		
三八五	電話交換手		
三八六	集配手、渡送手、郵便手		
三八七	其ノ他ノ通信ニ従事スル者		
三九八	陸軍現役將校、同相尋官、准士官		
三九九	陸軍現役下士官、兵		
四〇〇	海軍現役下士官、特務士官、准士官		
四〇一	海軍現役下士官、兵		
四〇二	辯護士、辯理士		
四〇三	其ノ他ノ法務ニ従事スル者		
四〇四	學校長、教職員		
四〇五	其ノ他ノ教育ニ従事スル者		
四〇六	神道教師		
四〇七	僧侶		
四〇八	牧師		
四〇九	其ノ他ノ宗教家		
四一〇	醫師		
四一一	齒科醫師		
四一二	藥劑師		
四一三	看護人		
四一四	産婆		



一 家 使用人	二 家 使用人	三 職業的 職業的	四 職業的 職業的	五 職業的 職業的	六 職業的 職業的	七 職業的 職業的	八 職業的 職業的	九 職業的 職業的	十 職業的 職業的	十一 職業的 職業的	十二 職業的 職業的	十三 職業的 職業的	十四 職業的 職業的	十五 職業的 職業的	十六 職業的 職業的	十七 職業的 職業的	十八 職業的 職業的	十九 職業的 職業的	二十 職業的 職業的	
按察、鍼灸師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	醫師	
其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	其ノ他ノ有業者	
官廳、會社等ノ給仕	案内人、下足番、携帶品係	門衛、番人	倉庫夫	掃除夫	雜役夫	日傭(ト單ニ申告)	其ノ他ノ有業者	恩給、年金等ノ收入ニ依ル者	小作料ニ依ル者	地代、家賃、有價證券、其ノ他ノ收入ニ依ル者	學生、生徒	從屬者	精神病院、感化院、慈善病院等ニ在ル者	官公又ハ慈善團體等ノ救助ヲ受クル者	在監人	其ノ他ノ無業者又ハ職業ノ申告ナキ者				

三 死因及疾病分類

(昭和八年三月十三日) (總務長官依命通達) (續線アルモノハ疾

病分類ノミニ用フ)

第一 大分類

- 一 傳染病及寄生蟲病 小分類番號 一乃至五
- 二 痛、其ノ他ノ腫瘍 六乃至九
- 三 レウマチス性疾患、營養障礙、 十乃至十五
- 四 內分泌腺ノ疾患、其ノ他ノ全身病 十六乃至二十
- 五 血液及造血臟器ノ疾患 二一乃至二五
- 六 アルコール中毒及其ノ他ノ慢性中毒 二六乃至三〇
- 七 神經系及感覺器ノ疾患 三一乃至三五
- 八 血行器ノ疾患 三六乃至四〇
- 九 呼吸器ノ疾患 四一乃至四五
- 一〇 消化器ノ疾患 四六乃至五〇
- 一一 泌尿生殖器ノ疾患 五一乃至五五

附錄 死因及疾病分類

第二 中分類

- 一 腸チフス 小分類番號 一
- 二 パラチフス 二
- 三 發疹チフス 三
- 四 痘瘡 四
- 五 麻疹 五
- 六 猩紅熱 六
- 七 疥癬 七
- 八 疥癬 八
- 九 疥癬 九
- 一〇 疥癬 一〇
- 一一 疥癬 一一
- 一二 疥癬 一二
- 一三 疥癬 一三
- 一四 疥癬 一四
- 一五 疥癬 一五
- 一六 疥癬 一六
- 一七 疥癬 一七
- 一八 疥癬 一八
- 一九 疥癬 一九
- 二〇 疥癬 二〇
- 二一 疥癬 二一
- 二二 疥癬 二二
- 二三 疥癬 二三
- 二四 疥癬 二四
- 二五 疥癬 二五
- 二六 疥癬 二六
- 二七 疥癬 二七
- 二八 疥癬 二八
- 二九 疥癬 二九
- 三〇 疥癬 三〇
- 三一 疥癬 三一
- 三二 疥癬 三二
- 三三 疥癬 三三
- 三四 疥癬 三四
- 三五 疥癬 三五
- 三六 疥癬 三六
- 三七 疥癬 三七
- 三八 疥癬 三八
- 三九 疥癬 三九
- 四〇 疥癬 四〇
- 四一 疥癬 四一
- 四二 疥癬 四二
- 四三 疥癬 四三
- 四四 疥癬 四四
- 四五 疥癬 四五
- 四六 疥癬 四六
- 四七 疥癬 四七
- 四八 疥癬 四八
- 四九 疥癬 四九
- 五〇 疥癬 五〇
- 五一 疥癬 五一
- 五二 疥癬 五二
- 五三 疥癬 五三
- 五四 疥癬 五四
- 五五 疥癬 五五
- 五六 疥癬 五六
- 五七 疥癬 五七
- 五八 疥癬 五八
- 五九 疥癬 五九
- 六〇 疥癬 六〇
- 六一 疥癬 六一
- 六二 疥癬 六二
- 六三 疥癬 六三
- 六四 疥癬 六四
- 六五 疥癬 六五
- 六六 疥癬 六六
- 六七 疥癬 六七
- 六八 疥癬 六八
- 六九 疥癬 六九
- 七〇 疥癬 七〇
- 七一 疥癬 七一
- 七二 疥癬 七二
- 七三 疥癬 七三
- 七四 疥癬 七四
- 七五 疥癬 七五
- 七六 疥癬 七六
- 七七 疥癬 七七
- 七八 疥癬 七八
- 七九 疥癬 七九
- 八〇 疥癬 八〇
- 八一 疥癬 八一
- 八二 疥癬 八二
- 八三 疥癬 八三
- 八四 疥癬 八四
- 八五 疥癬 八五
- 八六 疥癬 八六
- 八七 疥癬 八七
- 八八 疥癬 八八
- 八九 疥癬 八九
- 九〇 疥癬 九〇
- 九一 疥癬 九一
- 九二 疥癬 九二
- 九三 疥癬 九三
- 九四 疥癬 九四
- 九五 疥癬 九五
- 九六 疥癬 九六
- 九七 疥癬 九七
- 九八 疥癬 九八
- 九九 疥癬 九九
- 一〇〇 疥癬 一〇〇

七	百日咳	九	疝、其ノ他ノ悪性腫瘍	四六乃至四九
八	チフテリア	一〇	良性腫瘍及悪性、良性ノ別不明ノ腫瘍	五五乃至五七
九	流行性感胃	一一	急性關節レウマチス	五七
一〇	赤痢	一二	慢性レウマチス及捕風	五六乃至五九
一一	疫痢	一三	糖尿病	六〇
一二	瘧疾	一四	ビタミン缺乏症	六乃至六五
一三	ペスト	一五	再掲 脚氣	六
一四	呼吸器ノ結核(氣管及氣管支ノ 再掲 肺)	一六	甲狀腺及副甲狀腺ノ疾患	六
一五	其ノ他ノ結核	一七	其ノ他ノ全身病	六六乃至七〇
一六	梅毒	一八	貧血	七一
一七	膿毒症及敗血症(産ニホルモ 再掲)	一九	白血病、其ノ他ノ血液及 造血臓器ノ疾患	七二乃至七五
一八	マラリア	二〇	アルコール中毒	七六
一九	寄生原蟲及寄生蠕蟲(ヘルミンテス)	二一	其ノ他ノ慢性中毒	七六
二〇	ニホル疾患	二二	腦膜炎(結核性)	七八
二一	其ノ他ノ傳染病及寄生蟲病	二三	脊髄癆(進行性運 再掲 癱)	八〇
二二	再掲 癩	二四	腦出血、腦栓塞及腦血栓	八〇

二五	麻痺性癱瘓	二五	肋膜炎	一一三
二六	早發性癱瘓、其ノ他ノ精神病	二六	其ノ他ノ呼吸器ノ疾患(結核性 再掲)	一〇九乃至一二六
二七	癩癧	二七	胃及十二指腸ノ潰瘍	一一〇乃至一一三
二八	其ノ他ノ神経系ノ疾患	二八	下痢及腸炎(二歳未満)	一一三
二九	眼、耳及其ノ附屬器ノ疾患	二九	下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一一三
三〇	心囊炎	三〇	蟲様突起炎	一一五
三一	急性心臓内膜炎	三一	脱腸及腸管閉塞	一一七
三二	慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜ノ障碍	三二	肝硬變	一二〇
三三	心筋ノ疾患(病ヲ含ム)	三三	其ノ他ノ肝臓及膽道ノ疾患(膽石ヲ 再掲)	一二〇乃至一二三
三四	冠狀動脈ノ疾患及狭心症	三四	其ノ他ノ消化器ノ疾患(二乃至三元、三三、三六、三三三、三三三 再掲)	一二〇乃至一二三
三五	其ノ他ノ心臓ノ疾患	三五	腎臓炎	一二五乃至一二七
三六	動脈瘤(心臓ノ動脈)	三六	其ノ他ノ腎臓、腎盂及輸尿管 ノ疾患(腫瘍ニホル 再掲)	一二六
三七	動脈硬化(冠狀動脈)及瘻疽	三七	排尿道ノ結石	一二六
三八	其ノ他ノ血行器ノ疾患	三八	膀胱ノ疾患(腫瘍ヲ 再掲)	一二六
三九	氣管支炎	三九	尿道ノ疾患	一二六
四〇	再掲 急性 肺炎	四〇		一二六

附録 死因及疾病分類



- 突 攝護腺ノ疾患 一四
- 六 生殖器ノ疾患(花柳病性) 一四三
- 六 妊娠中ノ不慮ノ障碍 一四乃至一四六
- 六 産ニヨル出血 一四九
- 七 産褥熱 一四九
- 七 妊娠中毒(蛋白尿、子癲等) 一五二
- 七 其ノ他ノ産ニヨル疾患 一五乃至一五五
- 七 皮膚及皮下結締組織ノ疾患 一五乃至一五六
- 七 骨及運動器ノ疾患(結核性及レウマ) 一五乃至一五九
- 七 先天性畸形 一六
- 七 先天性弱質(一歳未満) 一六
- 七 早産(一歳未満) 一六
- 七 分娩ニヨル産兒ノ障碍(三箇月未満) 一六
- 七 其ノ他ノ幼若乳兒固有ノ疾患(三箇月未満) 一六
- 八 老衰 一六
- 八 自殺 一六乃至一七
- 八 他殺 一六乃至一七

- 九 不慮ノ傷害 一八乃至三〇
- 九 自殺、他殺、不慮ノ傷害ノ別不明ノ外因死 三〇
- 九 戦傷死 三〇
- 九 刑死 三〇
- 九 不明ノ診断及不詳ノ原因 三〇

第三小分類

- 番號
- 一 腸チフス
- 二 パラチフス
- 三 發疹チフス
- 四 再歸熱
- 五 波狀熱
- 六 痘瘡
- 七 麻疹
- 八 猩紅熱
- 九 百日咳

- 一〇 チフテリア
- 二 流行性感胃
- 三 再掲 呼吸器ノ疾患ヲ伴フモノ
- 三 コレラ
- 三 赤痢
- 三 再掲 アメーバ性
- 四 疫痢
- 五 ベスト
- 六 再掲 肺
- 六 再掲 腺
- 六 丹毒
- 七 急性脊髄前角炎及急性腦灰白質炎
- 六 流行性又ハ嗜眠性腦炎
- 六 流行性腦脊髄膜炎
- 六 鼻疽及皮疽
- 六 炭疽
- 三 狂犬病

附錄 死因及疾病分類

- 三 破傷風
- 四 呼吸器ノ結核(氣管及氣管支ノ) (イ) 肺 (ロ) 喉頭 (ハ) 其ノ他
- 三 腦膜及中樞神經系ノ結核
- 三 腸及腹膜ノ結核(腸間膜及後腹膜ノ) (淋巴線ヲ含ム)
- 三 脊椎ノ結核
- 三 骨及關節ノ結核(骨椎ヲ) 除ク
- 三 皮膚及皮下結締組織ノ結核
- 三 淋巴系ノ結核(氣管、氣管支、腸間膜及後腹膜ノ淋巴線ヲ除ク)
- 三 泌尿生殖器ノ結核
- 三 其ノ他ノ臟器ノ結核
- 三 再掲 結核性痔瘻
- 三 粟粒結核
- 三 癰
- 三 微毒

再掲 先天性(六箇月未満)

再掲 第一期

再掲 第二期

再掲 第三期

再掲 淋及軟性下疳

(イ) 淋(淋毒性眼炎ヲ除ク)

(ロ) 淋毒性眼炎

(ハ) 軟性下疳

再掲 膿毒症及敗血症(産ニヨルモノヲ除ク)

(イ) 膿毒症

(ロ) 敗血症

再掲 黄熱

再掲 マラリア

再掲 悪性マラリア

再掲 其ノ他ノ寄生原蟲ニヨル疾患

再掲 黄疽出血性スピロヘータ病

再掲 十二指腸蟲病

再掲 胎蟲囊腫

再掲 肝臓

再掲 其ノ他ノ寄生蠕蟲(ヘルミンテス)ニヨル疾患

(イ) 蛔蟲病

(ロ) 肝臓デストマ病

(ハ) 肺臓デストマ病

(ニ) 日本住血吸蟲病

(ホ) フイラリア病(乳糜尿)

(ヘ) 條蟲病

(ト) 其ノ他

再掲 ミコローゼ

再掲 鷲口瘡

再掲 ミコローゼニヨル禿頭、白癬及黄癬

再掲 其ノ他ノ傳染病及寄生蟲病

(イ) 流行性耳下腺炎

(ロ) 恙蟲病

(ハ) 其ノ他

再掲 良性腫瘍

(イ) 女子生殖器

再掲 子宮筋腫

再掲 卵巢囊腫

(ロ) 其ノ他

再掲 悪性、良性ノ別不明ノ腫瘍

再掲 女子生殖器

再掲 急性關節レウマチス

再掲 慢性レウマチス及骨關節炎

再掲 痛風

再掲 糖尿病

再掲 壞血病

再掲 脚氣

再掲 乳兒脚氣(一歳未満)

再掲 ベラグラ

再掲 佝僂病

再掲 骨軟化症

再掲 デング熱

再掲 口腔及咽頭ノ瘡、其ノ他ノ悪性腫瘍

再掲 消化器及腹膜ノ瘡、其ノ他ノ悪性腫瘍

(イ) 食道

(ロ) 胃及十二指腸

(ハ) 直腸

(ニ) 肝臓及膽道

(ホ) 膵臓

(ヘ) 腹膜

(ト) 其ノ他

再掲 呼吸器ノ瘡、其ノ他ノ悪性腫瘍

再掲 子宮ノ瘡、其ノ他ノ悪性腫瘍

再掲 其ノ他ノ女子生殖器ノ瘡、其ノ他ノ悪性腫瘍

再掲 乳房ノ瘡、其ノ他ノ悪性腫瘍

再掲 男子泌尿生殖器ノ瘡、其ノ他ノ悪性腫瘍

再掲 皮膚ノ瘡、其ノ他ノ悪性腫瘍

再掲 其ノ他ノ臓器ノ瘡、其ノ他ノ悪性腫瘍

- 癸 腦下垂體ノ疾患
- 甲 甲状腺及副甲状腺ノ疾患
 - (イ) 眼球突出性甲状腺腫
 - (ロ) テタニー
 - (ハ) 其ノ他
- 再掲 單純性甲状腺腫
- 再掲 粘液浮腫及クレチン病
- 乙 胸腺ノ疾患
- 丙 副腎ノ疾患
- 丁 其ノ他ノ全身病
- 戊 出血病
 - 再掲 紫斑病
- 己 貧血
 - 再掲 進行性惡性貧血
- 庚 白血病及假性白血病
 - 再掲 假性白血病
- 辛 脾臟ノ疾患
- 壬 其ノ他ノ血液及造血臟器ノ疾患
- 癸 アルコール中毒
- 甲 有機物質ニヨル慢性中毒
 - 再掲 職業ニヨルモノ
 - (イ) アニリン
 - (ロ) ベンゾール
 - (ハ) 二硫化炭素
 - (ニ) 其ノ他
- 乙 無機物質ニヨル慢性中毒
 - 再掲 職業ニヨルモノ
 - (イ) 鉛
 - (ロ) 水銀
 - (ハ) 其ノ他
- 丙 腦炎(流行性ヲ除ク)
- 再掲 腦ノ膿瘍
- 丁 腦膜炎(結核性ヲ除ク)
- 戊 脊髄癆(進行性連動失調)
- 己 眼及其ノ附屬器ノ疾患
 - (イ) トラホーム
 - (ロ) 結膜炎
 - (ハ) 角膜炎
 - (ニ) 虹彩炎
 - (ホ) 白内障
 - (ヘ) 網膜炎
 - (ト) 緑内障
 - (チ) 其ノ他
- 庚 耳及乳嚙竇ノ疾患
 - 再掲 中耳炎
- 辛 心囊炎
- 壬 急性心臟内膜炎

- 癸 其ノ他ノ脊髄ノ疾患
 - 再掲 脊髄炎
- 甲 腦出血、腦栓塞及腦血栓
 - (イ) 腦出血
 - (ロ) 腦栓塞及腦血栓
 - (ハ) 原因不明ノ麻痺
- 乙 麻痺性癱瘓
- 丙 早發性癱瘓
- 丁 其ノ他ノ精神病
- 戊 癲癇
 - 再掲 癲癇性精神病
- 己 幼兒ノ搐搦(五歳未満)
- 庚 其ノ他ノ神経系ノ疾患
 - (イ) 舞蹈病
 - (ロ) 神経炎
 - (ハ) 其ノ他
- 再掲 震顫麻痺

附録 死因及疾病分類

- 四六 慢性心臟內膜炎及心臟瓣膜ノ障碍
- 四五 心筋ノ疾患(心臟ノ動脈) (縮ヲ含ム)
- 四四 冠状動脈ノ疾患及狭心症
- 四三 其ノ他ノ心臟ノ疾患
- 再掲 心臟ノ機能的疾患
- 四二 動脈瘤(心臟ノ動脈) (縮ヲ除ク)
- 四一 動脈硬化(冠状動脈) (ヲ除ク)
- 四〇 瘰癧
- 三九 其ノ他ノ動脈ノ疾患
- 三八 靜脈ノ疾患
- 再掲 痔核
- 三七 淋巴系ノ疾患
- 二六 血壓ノ特發性異常
- 二五 其ノ他ノ血行器ノ疾患
- 二四 鼻腔及其ノ附屬器ノ疾患
- 二三 喉頭ノ疾患
- 二二 氣管支炎

- (イ) 急性
- (ロ) 慢性
- (ハ) 急性、慢性ノ別不明ノモノ
- 三九 氣管支肺炎(毛細氣管支) (炎ヲ含ム)
- 三〇 大葉性肺炎
- 二九 氣管支、大葉ノ別不明ノ肺炎
- 二八 肋膜炎
- 二七 肺鬱血、肺浮腫及肺楔狀出血
- 二六 喘息
- 二五 肺氣腫
- 二四 其ノ他ノ呼吸器ノ疾患(結核性) (ヲ除ク)
- 再掲 慢性間質性肺炎
- 二三 口腔及其ノ附屬器ノ疾患
- 再掲 齒牙及齒齦
- 二二 咽頭及扁桃腺ノ疾患(アデノイ) (ヲ含ム)
- 再掲 扁桃腺炎
- 二一 食道ノ疾患

- 三三 胃潰瘍
- 三二 十二指腸潰瘍
- 三一 其ノ他ノ胃ノ疾患(痛ヲ) (除ク)
- 再掲 胃炎及胃カタル
- 三〇 下痢及腸炎(二歳未満)
- 再掲 慢性
- 二九 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
- 再掲 下痢及腸炎
- 二八 蟲樣突起炎
- 二七 脱腸
- 二六 腸管閉塞
- 二五 其ノ他ノ腸ノ疾患
- 再掲 肛門及直腸
- 二四 肝硬變
- 再掲 アルコール性
- 二三 其ノ他ノ肝臟ノ疾患(黃色萎縮) (ヲ含ム)
- 二二 膽石

附錄 死因及疾病分類

1011

- 二五 其ノ他ノ膽囊及膽道ノ疾患
- 二四 膀胱ノ疾患
- 二三 原因不明ノ腹膜炎
- 二二 急性腎臟炎
- 二一 慢性腎臟炎
- 再掲 急性、慢性ノ別不明ノ腎臟炎
- 二〇 其ノ他ノ腎臟、腎盂及輸尿管ノ疾患(妊娠ニヨル) (モノヲ除ク)
- 再掲 腎盂炎
- 一九 排尿道ノ結石
- 再掲 腎及輸尿管
- 再掲 膀胱
- 一八 膀胱ノ疾患(腫瘍ヲ) (ヲ除ク)
- 再掲 膀胱炎
- 一七 尿道ノ疾患
- 再掲 尿道狹窄
- 一六 攝護腺ノ疾患
- 一五 男子生殖器ノ疾患(花柳病性) (ヲ除ク)

四 女子生殖器ノ疾患(花柳病性)

- (イ) 卵巣、喇叭管及子宮周圍結締組織
- (ロ) 子宮

再掲 子宮内膜炎

(一) 乳房

(二) 其ノ他

二五 産褥熱ヲ伴フ流産

二六 産褥熱ヲ伴ハザル流産(妊娠中ノ出
血ヲ含ム)

二七 子宮外妊娠

二八 其ノ他ノ妊娠中ノ不慮ノ障碍(出血ヲ
除ク)

二九 死産ニヨル出血

再掲 前置胎盤

三〇 産褥熱(流産ニヨル
モノヲ除ク)

三一 産ニヨル蛋白尿及子癆

三二 其ノ他ノ妊娠中毒

三三 産ニヨル白股腫、栓塞及頓死

三四 其ノ他ノ産ニヨル不慮ノ障碍

三五 其ノ他ノ産ニヨル疾患

三六 癩

再掲 癩

三七 蜂窠織炎及急性膿瘍

三八 其ノ他ノ皮膚及皮下結締組織ノ疾患

(イ) 禿頭

(ロ) 疥癬

(ハ) 濕疹

(ニ) 其ノ他

三九 急性傳染性骨髓炎

四〇 其ノ他ノ骨ノ疾患(結核性
ヲ除ク)

四一 關節ノ疾患(結核性及レウマ
チス性ヲ除ク)

四二 其ノ他ノ運動器ノ疾患

四三 先天性畸形

(イ) 先天性腦水腫

(ロ) 脊椎破裂及脊髄膜ヘルニア

(ハ) 心臟ノ先天性畸形

(ニ) 其ノ他

四五 先天性弱質(一歳未満)

四六 早産(一歳未満)

四七 分娩ニヨル産兒ノ障碍(三箇月未満)

四八 其ノ他ノ幼若乳兒固有ノ疾患(三箇月未満)

再掲 初生兒黄疸及瘰癧

再掲 肺膨脹不全

四九 老衰

再掲 老若性癡呆

五〇 毒物ニヨル自殺

五〇 有毒瓦斯ニヨル自殺

五一 縊首ニヨル自殺

五二 入水ニヨル自殺

五三 銃器ニヨル自殺

五四 刃器又ハ刺器ニヨル自殺

五五 飛降リニヨル自殺

五六 撲墜ニヨル自殺

附録 死因及疾病分類

五七 其ノ他ノ自殺

五八 乳兒殺(一歳未満)

五九 銃殺

六〇 刃器又ハ刺器ニヨル殺害

六一 其ノ他ノ殺害

六二 有毒動物ニヨル傷害中毒

再掲 毒蛇咬傷

六三 食物ニヨル中毒

再掲 河豚

再掲 菌毒

六四 不慮ノ有毒瓦斯中毒

六五 其ノ他ノ不慮ノ急性中毒(有毒瓦斯ニヨ
ルモノヲ除ク)

再掲 毒草

六六 火災ニヨル死

六七 不慮ノ火傷(火災ニヨル
モノヲ除ク)

六八 不慮ノ窒息

六九 不慮ノ溺死

- 一〇 不慮ノ銃創(戰傷死)
- 一一 不慮ノ刃器又ハ利器ニヨル傷害(戰傷死)
- 一二 不慮ノ墜落、鞭壓及崩壞ニヨル傷害
- 一三 天災ニヨル死
- 一四 動物ニヨル傷害
- 一五 再掲 牛馬ニヨルモノ
- 一六 饑渴ニヨル死
- 一七 凍死
- 一八 暑熱ニヨル死
- 一九 雷死
- 二〇 其ノ他ノ感電死
- 二一 其ノ他ノ不慮ノ傷害
- (イ) 異物
- (ロ) 脱臼
- (ハ) 挫傷
- (ニ) 骨折
- (ホ) 其ノ他

- 二二 自殺、他殺、不慮ノ傷害ノ別不明ノ外因死
- 二三 戰傷死
- 二四 交戰軍隊ニヨル非戰鬪員ノ死刑
- 二五 刑死
- 二六 頓死
- 二七 不明ノ診斷及不詳ノ原因
- 再掲 感冒
- 再掲 心臟麻痺
- 再掲 水腫

一八二乃至二〇一ノ別掲

- 一 鑛山及採石場ニ於ケル災害
- 二 機械ニヨル災害
- 三 交通機關ニヨル災害
 - (イ) 鐵道及軌道
 - (ロ) 自動車及自動自転車
 - (ハ) 其ノ他ノ陸上交通機關
 - (ニ) 水上交通機關
 - (ホ) 航空機關



昭和十三年三月二十八日印刷
 昭和十三年三月三十一日發行

臺灣總督官房調査課

臺北市本町一丁目十番地
 印刷人 江里口秀一
 臺北市上春府町三丁目一番地
 印刷所 江里口商會工場